資料　1

市民事業等支援制度の検討結果報告

平成20年2月14日

市民事業等審査専門委員会

水源環境保全・再生に係る市民事業等支援制度について

1　はじめに

当委員会（「市民事業等審査専門委員会」）は、「かながわ水源環境保全・再生実行５か年計画（以下「実行５か年計画」という）」に基づき、県民の参加により、水源環境の保全・再生施策を推進する新たな仕組みとして、「水源環境保全・再生かながわ県民会議」（以下「県民会議」という）が設置され、そのもとにＮＰＯ等が行う事業を支援する仕組み等を検討する組織として設置されたものである。

当委員会では、県民会議から依頼された「市民事業等の支援制度」について、特に補助金等による財政面からの支援制度を中心に、平成19年５月から５回にわたり検討を重ね、平成19年12月に中間報告を行ったが、その後、さらに審査方法等について検討し、その結果を取りまとめたので県民会議に対して今年度の検討に係る最終的な報告をするものである。

2　市民事業の支援制度検討に関する基本的な考え方

当委員会では、市民事業への支援方策を検討するにあたって、ＮＰＯ等活動グループの意見を、聞き取り調査やアンケート調査により出来る限り聴取するとともに、具体的な支援策については次の方向性を重視し検討を行った。

(1) 行政とＮＰＯ等との協働による特別対策事業の推進

この支援制度が、「実行５か年計画」に基づく制度であることから、この計画の特別対策事業の推進に寄与する市民活動に支援することが求められること。

(2) 県民主体の取組の推進

この支援制度の創設が、既存の市民事業の活性化を促すとともに、新たな市民事業の発生に結びつき県民主体の取組が促進される制度とすること。

(3) 応募しやすい支援制度

市民事業はその特性から多様な形態を有することから出来る限り対象を広く捉え、多くの事業が支援を受けられる制度とすること。

(4) 継続的な制度の見直し・拡充

社会のニーズ等に的確に対応するための柔軟性や発展性を持った制度とし、継続的な制度の見直し、拡充を図る仕組みを用意すること。

(5) 水源環境の保全・再生に係るネットワークの構築

この支援制度の応募・選考過程や成果発表などを通じ、ＮＰＯ等相互の連携を深め、より多くの県民が活動に参加できるきっかけ等を提供できる仕組みを用意すること。

3　具体的な制度内容等

(1) 財政面での支援内容について

市民事業等支援制度は実行５か年計画の特別対策事業に即し、「実行５か年計画の特別対策事業の市民版活動」を中心に補助制度を創設する。また、併せて実行５か年計画の趣旨に合う「普及啓発・教育活動」、「調査研究活動」の２つの分野においても区分を設け補助制度を創設する。これにより、①水源環境の保全・再生に関心を持つ、②自ら興味を持った分野について調査や研究を行う

ことで課題を発見する、③課題に対しての対策を自主的に行う、という３つの段階における支援を行い、県民主体の取組の推進及びＮＰＯ等との協働による特別対策事業の推進を図るものとする。

ア　補助対象

平成20年度における財政的支援の対象は、会計処理や情報公開が組織として明確化されている５人以上の団体(県外に事務所を置く団体も含む)とする。なお、企業が主体の活動は、非営利活動であっても対象外とするが、企業等の内部のボランティア団体や労働組合等が主体の活動は対象とする。

また、水源環境保全・再生に係る県民主体の取組を推進するためには、本来、個人に対する支援のあり方についても考えていく必要があるが、これについては、平成20年度以降に検討を行うこととする。

イ　補助する活動内容

水源環境の保全・再生を目的とした以下の(ｱ)～(ｳ)の活動を対象とする。ただし、営利・宗教・政治活動は除くこととする。

(ｱ) 特別対策事業の市民版活動

実行５か年計画では、水源環境保全・再生への直接的な効果が見込まれる特別対策事業（別表）を位置付けている。そのなかの１～９番までの９つの事業の中には、ＮＰＯ等が独自の先駆性・専門性・行動力を発揮して取り組むことで、より水源環境保全・再生への効果を期待できるものがあるため、それらの特別対策事業に類する実践活動を対象とする。

しかし、これらの事業は中長期的な取組が必要な性質の事業であることから、この制度による継続補助の意思に関わらず、少なくとも３年程度はその事業継続の意志があり、実行可能な状況であることを必要とする。

また、森林や河川等の維持管理については、それらの事業を行うためには、契約等による同意が必要となることから、ＮＰＯ等は事業に係る地権者・管理者の同意を得ているか、同意が得られる見込みがあることを必要とする。

(ｲ) 普及啓発・教育活動

県民主体の取組を推進するためには、県民が水源環境の現状について知り、関心を持つことが必要である。実行５か年計画の特別対策事業には、普及啓発・教育活動は含まれていないが、現場において自ら体験することや実際に活動しているＮＰＯ等の話を聞くことは、県民主体の取組を推進する効果が期待できることから、水源保全地域における現場での活動プログラムや、活動経験に基づいた学習プログラムが盛り込まれている普及啓発・教育活動を支援の対象とする。

また、この補助制度における普及啓発・教育活動は、神奈川県民(在勤・在学を含む)を対象としたものとする。

(ｳ) 調査研究活動

水源環境の状況について、ＮＰＯ等が自ら課題を設定し、調査・研究することで県民主体の取組を促進するとともに、地域に精通するＮＰＯ等がそれぞれの地域において調査を行うことにより、行政の視点からでは発見できないような地域固有の課題や新たな対策の発見が

期待できる。これらは、水源環境保全・再生の取組の効果的な推進に寄与し、また、地域のＮＰＯ等は継続的・定期的な調査を行うことができるなどＮＰＯ等の地域性・専門性・行動力等の特徴を発揮できる分野でもあることから、水源環境の保全・再生を目的とした調査・研究活動を補助対象とする。

ウ　活動地域

実行５か年計画では、施策の主たる対象地域を県内水源保全地域としており、この支援制度においても「特別対策事業の市民版活動」及び「調査研究活動」は同様に県内水源保全地域における活動を対象とする。ただし、本県の水源環境の保全・再生は、県外上流域の状況と密接な関係があると考えられていることから県民が県外上流域について関心を持つことは、非常に重要なことである。したがって、「普及啓発・教育活動」については、相模川水系・酒匂川水系の県外上流域を対象とした活動も含むものとする。

以上まとめると次表のようになる。

【交付条件等の概要表】

区　分	対象団体	活動内容	活動地域
実行５か年計画の特別対策事業の市民版活動	県外可	・実行５か年計画のうち９つの水源環境保全・再生に直接的な効果が見込まれる特別対策事業に類する活動であること。 ・実践活動であること。 ・継続性があること。	県内水源保全地域であること。
普及啓発・教育活動	県外可	・神奈川県民(在勤・在学も含む)を対象とした活動であること。 ・実行５か年計画の趣旨に合ったものであり、現場における活動ないしそれに基づくプログラムが盛り込まれていること。	県内水源保全地域または、相模川水系・酒匂川水系の県外上流域であること。
調査研究活動	県外可	水源環境の保全・再生に資する活動であること。	県内水源保全地域であること。

エ　補助対象経費及び除外経費

(ｱ)　「特別対策事業の市民版活動」について

他制度において、補助対象事業に係る費用のみを補助対象とする制度もあるが、ＮＰＯ等が森林整備などの「特別対策事業の市民版活動」を行う場合には、直接事業に係る経費だけでなく、技術習得のための研修費や活動への参加に係る交通費・弁当代等の経費を負担する場合があり、それら経費は事業効率の向上や学生等の参加促進に結びつき非常に重要な経費と考える。そこで、事務所経費のような団体の運営に係る経費を除く費用について、幅広く補助対象とする。

また、これら活動の実施には、チェーンソー等の資機材が不可欠となることから、実践活動の実施に当たり必要となる資機材の購入に対しても、この制度内に特定の枠を設け補助対象とする。

ただし、申請事業が市町村等からの補助金を受けている場合及び申請事業に係る事業収入等がある場合は、これらの収入を、補助金の交付額を算出する際の補助対象事業費から差し引くこととする。また、県が「ボランティア活動推進基金21事業」等の別制度によりＮＰＯ等の運営費に支援している場合や申請事業がすでに特別対策事業の水源環境保全・再生市町村交付金の対象となっている場合については、県の他制度や水源環境保全・再生に係る同一の財源からの重複補助を避けるため、この制度による補助は受けられないものとする。

(イ)　「普及啓発・教育活動」及び「調査研究活動」について

体験学習などの「普及啓発・教育活動」や水質調査などの「調査研究活動」については、その活動経費を補助対象とする。

ただし、申請事業が市町村等からの補助金を受けている場合及び申請事業に係る事業収入等がある場合は、補助金の交付額を算出する際の補助対象事業費には含めるが、この制度における限度額及び補助率を超えない範囲において補助するものとする。

また、上記「特別対策事業の市民版活動」と同様に、県が「ボランティア活動推進基金21事業」等の別制度によりＮＰＯ等の運営費に支援している場合やＮＰＯ等の事業が特別対策事業の水源環境保全・再生市町村交付金の対象となっている場合については、県の他制度や水源環境保全・再生に係る同一の財源からの重複補助を避けるため、この制度による補助は受けられないものとする。

オ　補助限度額及び補助率等

県が森林整備等の活動を行っているＮＰＯ等に対して実施した、活動費等に係るアンケート調査結果によると、約８割の団体の年間活動経費が100万円未満であることや支援を希望するＮＰＯ等の約半分が50万円程度の支援を望んでいることが示された。これらの結果を踏まえ、補助限度額については、各活動において20～50万円の範囲で設定する。また、補助率は「普及啓発・教育活動」及び「調査研究活動」において、より自主・自立的な活動を求めるという観点にたって補助率を設定する。

なお、森林整備と普及啓発活動など、複数の活動を行うＮＰＯ等は多く存在し、団体の規模も多様である。そのため、より幅広くＮＰＯ等の事業実施能力にあった補助を行うために、各事業の会計区分を明確にしたうえで、同一団体による複数の活動への補助申請を認めることとする。

(ア)　「特別対策事業の市民版活動」について

森林整備については、整備を行う面積により事業費が大きく異なり、水源環境の保全効果も異なるので、整備面積に応じた補助方法とする。具体的には、森林整備事業の一般の請負単価が１ha当たり40万円程度であることから、その価額の４分の１程度を１ha当たりの上限とし、５ha分の50万円を全体の限度として補助を行う。また、河川環境管理やその他自然再生活動など森林整備以外の「特別対策事業の市民版活動」及び資機材等の購入についても、上限を50万円として補助を行う。

これらの事業の多くは水源環境保全・再生への直接的な効果が見込まれると同時に、中長期的な維持整備が必要とされている。しかしながら現実には事業による利益を生み出すことが困難な状況であることから、水源環境の保全・再生に寄与する活動の安定化と活性化のためにＮＰＯ等の負担を伴わない形で補助することとする。

(ｲ) 「普及啓発・教育活動」及び「調査研究活動」について

これらの事業に係る効果の捕捉は難しく、参加費の徴収や共同研究などにより事業費の補填が行われていることが多い。しかし、先駆的な「普及啓発・教育活動」や「調査研究活動」については、行政としても支援を行うべきであり、この事業においても自己負担を求め補助額を絞った形で支援することが望ましいと考える。そのため、補助率を２分の１とし、補助限度額を「普及啓発・教育活動」については20万円、「調査研究活動」については、50万円とする。

カ　補助期間その他

(ｱ) 「特別対策事業の市民版活動」について

これらは中長期的な維持整備等が必要な事業であり、ある程度安定的、長期的な補助が必要となる。しかし、この支援制度は５か年で見直しが行われることから、継続して補助する期間は、最長で実行５か年計画の残存期間とする。（毎年度の申請及び審査は必要）

「特別対策事業の市民版活動」の資機材の購入については、ＮＰＯ等の創設期や事業拡大に伴った一時的な需要であることが多いため、継続の申請は認めない。また、資機材の購入については、実行５か年計画の期間内に１つの団体で原則として１回限りしか補助を受けることが出来ないものとする。

(ｲ) 「普及啓発・教育活動」及び「調査研究活動」について

これらの活動は、比較的、継続的な補助を必要とするものではなく、また、より自主・自立的な活動を促進していく必要があることから、継続して補助する期間は２年を限度とする。

以上まとめると次表のようになる。

【交付金額等】

区分		交付対象とする活動等の例	対象外経費	交付金の額	交付上限額	継続補助		備考
						可否	期間の限度	
特別対策事業の市民版活動	森林整備事業	・植樹、間伐、渓畔林整備 ・間伐材の搬出・集材 ・上記活動を行うための作業道の整備	事務所経費など、団体の運営に関する経費	実費	1ha 当たり 10 万円を限度に 50 万円が上限	○	実行5か年計画期間内 ※ただし、申請は単年度ごと	・整備面積に応じた補助を実施 ・(同下)
	森林整備以外の事業	・河川・水路の浄化対策 ・地下水かん養のための水田借り上げ ・多自然型河川整備に係る維持管理活動 ・河川(水中)の清掃 ・土砂流出防止のための自然路の整備		実費	50 万円	○	実行5か年計画期間内 ※ただし、申請は単年度ごと	活動に参加する人への謝礼・交通費等で市民活動として、妥当な額を支払う場合は対象とする。
	資機材等の購入	・森林整備に係るチェーンソーの購入 ・資材倉庫の購入		実費	50 万円	×	1年	
普及活動・教育活動		・植樹・下草刈等の体験教室 ・間伐等を行う講習会 ・チェーンソー取扱講習会 ・炭焼き体験会 ・里山見学会		所要経費の1/2	20 万円	○	2年 ※ただし、申請は単年度ごと	現地における活動プログラムや現地での実績に基づかない、講演会・シンポジウム等は対象外とする。
調査研究活動		・水質調査 ・河川生物調査 ・樹林地調査 ・湧水地調査等		所要経費の1/2	50 万円	○	2年 ※ただし、申請は単年度ごと	

(2) 募集方法について

県のホームページ・広報や地域の広報紙等を活用し一般県民への制度の周知を図るとともに県と市町村が把握しているＮＰＯ等へ個別に情報提供を行う。また、県外の団体等についても県外自治体の協力を得て広報を行う。

応募の過程においても、ＮＰＯ等相互の連携を深め、より多くの県民が水源環境保全・再生に係る活動に参加できるきっかけを提供できるよう、県民フォーラムでの制度の周知や申請を希望するＮＰＯ等を集め、補助制度の説明会等を開催しながら募集を行うこととする。

また、申請書作成等の負担を軽減するために、申請書類を必要最低限のものとするとともに、説明会でＮＰＯ等が個別に申請に係る相談等ができる場を設けることとする。

なお、申請書の書式や内容は県が定めるものであるが、この報告書の内容に沿ったものとし、かつ簡潔なものとすることが望ましい。

(3) 選考方法について

申請の受理は県の所管事項であるため、申請書の提出は、県へ行うものである。県が予備調査を行ったうえで、書類選考による１次選考及び公開プレゼンテーション含めた２次選考を専門委員会が実施し、補助対象事業を選定する。

選考委員が代表や役員を務める団体等から申請がある場合には、当該選考委員はその案件の選考及び全体の順位付けについての審議には加わらないこととする。

なお、ＮＰＯ等の事業開始時期をできるだけ早いものにするために、専門委員会が行った選考結果は直接県へ報告し、県はこの報告を尊重した補助決定を行うこととし、補助対象事業決定後に県民会議に対して報告することとする。

ア　予備調査

補助要件のチェックは、県が行うものとする。

森林整備に係る事業等の選考には、法令に抵触していないことなどを確認する必要があることから、県が申請事業について市町村と協力し、事業実施が可能かについて確認する。

また、調査研究活動区分の事業の選考において、専門知識が必要となる場合には、県民会議委員や県の機関に対し、中立な立場での意見を求めることとする。

イ　１次選考

県は予備調査が終了後速やかに専門委員会に対し選考を依頼する。専門委員会は、非公開の第１回選考会を開催し、申請書類等により書類選考を行い、２次選考対象事業の選定及び１次選考段階における補助の優先順位を決定する。

ウ　２次選考

・公開プレゼンテーション

直接事業の内容を聞き取り、公平な選考を実施するため、プレゼンテーションを行う。

また、プレゼンテーションは、選考段階の県民への公開性を確保するとともに、申請団体の水源環境保全・再生への想いを多くの県民と共有するために、公開して行うこととする。

・第２回選考会

非公開の第２回選考会を開催し、１次選考の結果と公開プレゼンテーションの内容を踏まえ

補助対象事業を選定し、申請者に発表するとともに県へ報告する。

(4) 選考基準について

この制度では、水源環境保全・再生に係る幅広い事業を補助対象としていることから、複数の視点から事業を審査する。

そこで、共通の選考基準と各区分における選考基準を組み合わせ、各項目で点数化(5項目25点満点)し、対象事業の選考を行うこととする。

なお、選考基準は、事業の優劣を判断するものでなく、あくまでこの補助制度における「採択事業」及び「不採択事業」を選定するためのものであり、その趣旨をＮＰＯ等に周知する必要がある。

ア　共通の選考基準

共通の選考基準は次の３項目とする。

・事業の必要性

この制度の目的の根幹でもある水源環境の保全・再生に資する事業であるかという視点から評価する。また、各区分における事業は行政も実施しており、水源環境保全・再生の取組全体としての効率的な事業の実施という観点から、行政による実施よりもＮＰＯ等による実施の方が効果を見込める事業であるかという視点でも併せて評価する。

なお、普及啓発・教育活動では、「現場における活動ないし、それに基づくプログラムが盛り込まれていること。」としているため、申請事業に盛り込まれているプログラムが事業実施に当たり必要な事業かどうかもこの項目で評価する。

・事業の実現可能性

団体の活動実績や人員を勘案し、事業が計画どおり適切に実施される可能性が高いかという視点で評価する。

・事業の発展性・波及性

補助事業が将来的により充実・発展していくことや補助事業実施により社会に対して影響を与えることは、水源環境保全・再生の取組を進めるうえで大きな力となる。そのため、今後発展が見込まれる事業であるか、また、他分野や他地域等への波及効果が見込まれる事業であるかという視点で評価する。

イ　各区分における選考基準

区分ごとの特徴を勘案し、事業実施により期待する効果とその効果を出すために必要と考える状況等の項目により採点する。

a　特別対策事業の市民版活動(資機材の購入も併せてこの視点から判断する。)

・水源環境保全・再生の効果

この区分の事業は、行政が実施する特別対策事業に類する実践活動であるため、直接的効果が見込まれる行政の事業と同様に、事業の実施により水源環境が保全・再生されることを期待する。そのため、水源環境の保全・再生に高い効果が見込まれる事業であるかという視点で評価する。

・事業の継続性

この区分の事業は、水源環境保全・再生の効果を期待するもので、そのためには中長期的

に取り組むことでその効果が見込まれる。そのため、長期にわたり継続して実施が可能かという視点で評価する。

b　普及啓発・教育活動

・参加者への影響

この区分の事業は、県民が現場において水源環境保全・再生の必要性を感じることや実際に活動しているＮＰＯ等の経験に基づいてその必要性を県民に伝えることで、水源環境保全・再生に係る県民意識の醸成や高揚を期待する。そのため、県民に水源環境保全・再生の必要性を効果的に伝える事業であるかという視点で評価する。

・目的や対象の明確化

県民に対して水源環境保全・再生の必要性を効果的に伝えるためには、目的や対象を明確化したうえで事業を実施する必要がある。そのため、目的や対象が明確化されている事業であるかという視点で評価する。

C　調査研究活動

・有効な対策への寄与

この区分の事業は、水源環境保全・再生に係る問題・課題の原因解明やその解決に向けた対策が導き出されることを期待する。そのため、水源環境保全・再生に係る問題や課題に向けた有効な対策に寄与する事業であるかという視点で評価する。

・プロセスの明確化

調査研究活動により水源環境保全・再生の問題・課題の解明等が導き出されるためには、現状の問題・課題が明確化されており、その解明のためのしっかりとしたプロセスにより調査研究する必要がある。そのため、調査・研究のステップが明確化されているかという視点で評価する。

以上まとめると次表のようになる。

【審査基準のまとめ表】

区分等	項　目	視　点
共通	事業の必要性	水源環境の保全・再生に資するもので、ＮＰＯ等が行うことでより効果が見込まれる事業であるか。
	事業の実現可能性	計画どおり適切に実施される可能性が高いか。
	事業の発展性・波及性	今後発展が見込まれる事業であるか。また、他分野や他地域等への波及効果が見込まれる事業であるか。
特別対策事業の市民版活動	水源環境保全・再生の効果	水源環境の保全・再生に高い効果が見込まれる事業であるか。
	事業の継続性	長期にわたり継続して実施が可能であるか。
普及啓発・教育活動	参加者への影響	県民に水源環境保全・再生の必要性を効果的に伝える事業であるか。
	目的や対象の明確化	目的や対象が明確化された事業であるか。
調査研究活動	有効な対策への寄与	問題や課題の解決に向けた有効な対策に寄与する事業であるか。
	プロセスの明確化	調査・研究のステップが明確化されているか。

(5) 成果報告について

補助事業に係る事業の進捗状況や事業の成果を公表し、それらを評価することで、補助制度の適切な運用を図るとともに、県民を集め報告会を開催し、水源環境保全・再生に係る県民意識を高めることで県民主体の取組の推進を図る。

ア　中間報告

補助事業の進捗状況を確認するとともに、事業のＰＲを図るため、申請団体から事業の実施状況等の簡単な報告の聴取を年度の中間期に実施する。

また、専門委員会とは別に、県民会議が事業のモニターやＮＰＯ等との意見交換を現地で行うことなどにより、この支援制度の改善の参考とし、また補助対象事業や補助制度のＰＲを図る。

なお、補助期間が短い平成20年度については、暫定的な措置を講じる。

イ　年間報告会の実施

補助事業の成果を確認・評価するとともに、制度や事業のＰＲを図るため、事業実施状況のパネル展示やプレゼンテーション等を行う年間報告会を実施する。この報告会の実施については、募集に係る説明会を同時に行うことで、水源環境の保全・再生に係るネットワークの構築や制度等のＰＲを効果的に進めることができ、また、継続を希望する事業については、次年度の審査の参考とすることで、効率的な制度の運営を図ることもできる。

ウ　実績報告書

補助事業の実績報告については、県の所管事項となるため、県の定める方法により適正に行うものとし、県はその結果を専門委員会及び県民会議に報告する。

4　平成20年度以降の検討事項

水源環境の保全・再生のため制度の見直しや新たな支援制度の検討を柔軟に行う。

- 必要に応じ補助制度の追加・見直しや検証を行う。
- 県民提案事業及び協働事業の検討を行う。
- 補助以外の支援制度（情報やノウハウ等の提供による支援）の検討を行う。
- 個人・法人に対する支援のあり方について検討を行う。

これら課題の検討スケジュールは次のとおりであり、当委員会において、必要性も含めて検討する用意がある。

【5年間の検討スケジュール（案）】

項　目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
補助制度	検討・決定	支援開始	→	→	→
補助制度の見直し		追加・見直し	検証		
市民の提案事業・協働事業		検討			
企業の研究活動への支援	現時点では支援しない方向の結論		状況により検討		
補助以外の支援制度		検討			
個人に対する支援制度		検討			

12事業のあらまし

1 水源の森林づくり事業の推進

水源の森林エリア内の私有林の公的管理・支援を一層推進し、水源かん養機能等の公益的機能の高い水源林として整備します。

2 丹沢大山の保全・再生対策

土壌流出防止対策を行うとともに、ブナ林等の保全・再生のための研究や樹幹保護などの県民協働の事業に取り組みます。

3 渓畔林整備事業

水源上流の渓流両岸において、土砂流出防止や水質浄化、生物多様性の保全など森林の有する公益的機能を高度に発揮するための森林整備を実施します。

4 間伐材の搬出促進

森林資源の有効利用による森林整備を推進するため、間伐材の集材・搬出に対し支援します。

5 地域水源林整備の支援

地域における水源保全を図るため、市町村が主体的に取り組む水源林の確保・整備を推進するほか、高齢級の私有林人工林の間伐を促進します。

6 河川・水路における自然浄化対策の推進

市町村管理の河川・水路等における良好な水源環境を形成するため、市町村が主体的に取り組む水辺環境の整備や直接浄化などを推進します。

7 地下水保全対策の推進

地下水を主要な水道水源として利用している地域を中心に、各市町村が主体的に取り組む地下水かん養対策や水質保全対策を推進します。

8 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進

県内ダム集水域における生活排水処理率の向上をめざして、市町村が実施する公共下水道の整備を支援します。

9 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進

県内ダム集水域における生活排水処理率の向上をめざして、市町村が実施する合併処理浄化槽（高度処理型）の整備を支援します。

10 相模川水系流域環境共同調査の実施

相模川水系県外上流域の森林の現況や桂川・相模川全流域の水質汚濁負荷の状況等について環境調査を実施します。

11 水環境モニタリング調査（注7）の実施

森林、河川、地下水などのモニタリング調査を行い、事業の実施効果を測定するとともに、水源環境情報を白書等で提供します。

12 県民参加による水源環境保全・再生のための新たな仕組みづくり

水源環境保全・再生の取組を支える県民の意志を施策に反映し、施策の計画や事業の実施等に県民が直接参加する仕組みを作ります。

（注7）モニタリング調査：継続的に観測・測定する調査

5　市民事業等審査専門委員会におけるこれまでの検討経過

	会　議　内　容　等
第１回	１　日　　時：平成19年５月21日（月）　10:00～12:00 ２　場　　所：横浜市開港記念会館 ３　出席委員：沼尾波子委員長、萩原なつ子副委員長、新堀豊彦委員、福江裕幸委員 　　　　　　　増田清美委員 ４　議　　題：(1) 委員長及び副委員長の選任について 　　　　　　　(2) 市民事業等支援制度の検討課題及び検討に係る想定スケジュールについて 　　　　　　　(3) 市民活動等への支援制度の概要及び市民活動等の主な事例
第２回	１　日　　時：平成19年７月11日（水）　9:30～11:30 ２　場　　所：かながわ県民サポートセンター ３　出席委員：沼尾波子委員長、萩原なつ子副委員長、新堀豊彦委員、福江裕幸委員 　　　　　　　増田清美委員 ４　議　　題：(1) 市民事業等審査専門委員会設置要綱について 　　　　　　　(2) 市民事業等審査専門委員会の運営方法について 　　　　　　　(3) 今後の検討スケジュールについて 　　　　　　　(4) 市民事業等支援制度の検討
第３回	１　日　　時：平成19年８月20日（月）　15:00～17:00 ２　場　　所：かながわ県民サポートセンター ３　出席委員：沼尾波子委員長、萩原なつ子副委員長、新堀豊彦委員、福江裕幸委員 　　　　　　　増田清美委員 ４　オブザーバー委員：天内康夫委員 ５　議　　題：(1) 水源環境の保全・再生に係る団体からの意見聴取等 　　　　　　　　大月森つくり会、まほろば里山林を育む会、よこはま里山研究所 　　　　　　　(2) 市民事業等支援制度の検討 　　　　　　　(3) 県民会議委員及びＮＰＯ等からの意見収集の進め方について
第４回	１　日　　時：平成19年９月19日（水）　12:00～15:00 ２　場　　所：かながわ県民サポートセンター ３　出席委員：沼尾波子委員長、萩原なつ子副委員長、新堀豊彦委員、福江裕幸委員 　　　　　　　増田清美委員 ４　オブザーバー委員：木平勇吉委員、倉橋満知子委員、牧島信一委員、真覚邦彦委員 　　　　　　　　　　　石村黄仁委員 ５　議　　題：(1) 水源環境の保全・再生に係る団体からの意見聴取等 　　　　　　　　山北町の環境を考える会、金目川水系流域ネットワーク 　　　　　　　　ＮＰＯ法人自遊クラブ、丹沢大山自然再生委員会 　　　　　　　　桂川・相模川流域協議会、緑のダム北相模 　　　　　　　(2) 市民事業等支援制度の検討
第５回	１　日　　時：平成19年10月15日（月）　10:00～12:00 ２　場　　所：かながわ県民サポートセンター ３　出席委員：沼尾波子委員長、新堀豊彦委員、福江裕幸委員、増田清美委員 ４　議　　題：(1) 市民事業等支援制度の検討 　　　　　　　(2) 市民事業等支援制度に係る選考方法・選考基準等の検討
第６回	１　日　　時：平成20年１月25日（金）　14:00～16:00 ２　場　　所：日本経済新聞社ビル ３　出席委員：沼尾波子委員長、新堀豊彦委員、福江裕幸委員、増田清美委員 ４　オブザーバー委員：天内康夫委員、真覚邦彦委員 ５　議　　題：市民事業等支援制度に係る選考方法・選考基準等の検討

6　市民事業等支援制度の検討に係る主な意見要旨

◆は市民事業等審査専門委員会での主な意見
□は県民会議委員からの意見（５月の意見照会）
◇は県民会議委員からの意見（８月の意見照会）
△は県民会議における意見
▲はＮＰＯ等からの意見聴取における意見
●はＮＰＯ等に対するアンケートにおける意見

市民事業等支援制度（案）係る意見の対応状況
◎　反映
○　一部反映
×　反映できない
△　今後検討

課　題	検討内容	意見要旨	対応状況
目　的	○「かながわ水源環境保全・再生実行５か年計画」にある目的との整合性をどう図るか。	◆５か年計画の目的との整合性は必要だと思う。	◎
		◆立ち上げ期の人（団体）が、目的税を使ったこの制度の補助を受けるのはおかしいと思う。	○
		▲団体は最初に動き出すまでにお金がかかるので、そこを支援していくべきだと思う。	○
		◇活動の応援という観点から、幅広く支援していくというスタンスをベースにし、重点的な課題に対しては、期間限定で大規模な活動を支援するのがよいと思う（日常的に活動を展開している団体への支援だけでなく、小さなレベルでの活動が芽生えた時点で支援の対象となるような制度も必要かもしれない。）	◎
		□住民や企業などのボランティア的な活動など市民活動内容を検証・評価し、予算の範囲で支援制度を設けるなど、幅広い分野を対象としたあり方を検討する必要があると思う。	◎
		□市民の参画意識と関心を高めることを重視し、少額を多くの団体に支援する方がよいと思う。	◎
		▲小額でもよいので、広く支援し、使途の制約も狭くして有効に使えるようにしたほうがよいと思う。	◎
		□多くのＮＰＯ、市民団体が関われるようにすべきだと思う。	◎
対象団体	○水源環境保全・再生に関する自主的な活動を行っている（予定している）団体やグループに限定するか。 ○個人を対象に含めるか。 ○民間企業を対象に含めるか。	◆水源環境の保全・再生に関する団体グループを中心に選定したほうがよいと思う。	◎
		●水源地域の自然環境保全･再生活動への財政支援は、それぞれの地域で活動している団体には積極的に支出すべきだと思う。	◎
		◆個人の活動の評価は難しく、また、その結果が見えづらいと思う。	◎
		◆民間企業の環境保全活動を支援する必要はないと思う。	○
		◆民間企業は対象に含めるべきだが、営利目的の活動は含めるべきではないと思う。	△

		□市民とつく支援制度であれば、企業は対象とすべきでないが、民間企業の取り組みは歓迎すべきことであるので、名前を別にして制度を作ったらどうか。	○
		◆山梨県に活動拠点を置く団体も対象に含めたほうがよいと思う。	◎
		□県外に活動拠点を置く団体でも、「神奈川県の水源保全区域」であることが明らかであれば支援対象団体にしてよいと思う。	◎
		◆対象事業には、活動の実績や今後の活動の継続性が確保されたほうがよいと思う。	◎
		◆学生も対象に含めてよいと思う。	◎
		◇事業者(企業)の活動に対して助成することはどうかと思う。	◎
対象活動	**○直接的な効果が見込まれるものに限定するか。** **○普及啓発、調査研究、技術開発などを対象に含めるか。** **○営利目的の活動を対象に含めるか。** **○すでに補助を受けている活動を対象に含めるか。**	◆直接的効果が見込まれるものに限定せずに、普及・啓発、調査・研究は対象活動に含めたほうがよいと思う。	◎
		▲５か年計画の事業以外も対象にしてよいと思う。また、行動の実施主体が行政とされている事業についても、その事業を対象としてよいと思う。	○
		□支援する活動は、「水道水源に関わる活動」「水道水源域での活動」に限定すべきと思う。	◎
		◇県民参加や市民事業には、①関心を持つ、情報の共有②作業に参加する。③計画立案の検討④決定への参加の４段階があるが、②だけでなくいずれ段階においての支援も必要である。広く将来への可能性を持つ制度を設計して欲しい。	○
		◇行政・民間を問わず、類似の取組が多すぎるため、市民事業の内容を広げすぎず、県民に分かりやすいものに限定ほうがよいと思う	◎
		◆新しいものを生み出していくということも必要だと思う。そのためには、調査・研究の活動が必要となる。	◎
		◆水源地域以外での普及・啓発活動は県民会議やフォーラムで行っていくべきだと思う。	◎
		◆教育・啓発活動も現場で行っているものは対象にしてよいと思う。	◎
		□調査研究や普及啓発活動も支援対象としてもよいと思う。	◎
		▲水源環境の大事さや取組をＰＲして伝えていくのは大事だと思う。	◎
		▲普及啓発活動も対象に含めるべきだと思う。	◎
		▲実践活動に偏りすぎず、普及啓発活動等の県民の意識醸	○

		成などについても、同じ位のウェィトにしたほうがよいと思う。	
		◆普及啓発活動は、持続性があり、何らかの効果(活動まで結びつく)を生むものであれば支援してよいと思う。	○
		◆現場で行うプログラムを持った普及啓発活動ならば対象としてよいと思う。	◎
		●私たちの「自然に対する奉仕する」という発想を促していくためには、水源税の導入だけでは限度があるため、学校教育から進めていくのがよいと思う。	○
		●県民が身近な活動団体を通じて、海・川・山に係る活動に参加するよう行政から促してほしい。	○
		▲水源環境の保全・再生活動を対象とすべきで、団体の運営費等に充てるべきではないと思う。	○
		◆民間企業は対象に含めるべきだが、営利目的の活動は含めるべきではないと思う。	◎
		◆営利目的の活動を対象に含めるのはどうかと思う。	◎
		▲県産材を使用する企業を支援したほうがよいと思う。**(企業内部のボランティア等に対する支援は行うが、企業は認めていない。)**	×
		▲間伐材の利用等の経済面に着目した施策も必要であると思う。**(営利目的の活動は認めていない。)**	×
		◆公平性の点から一度補助を受けている団体は対象外としたほうがよいと思う。	×
		◆すでに補助を受けている団体も対象にしてよいが、審査段階で勘案する必要があると思う。	△
		◇他の資金を獲得した事業にさらに支援することは問題があると思う。	◎
		□雨水利用を支援対象に加えてもよいと思う。**(雨水を地下水保全目的に活用するのはよい。)**	×
		◇個人が学習教室に参加にかかる経費を対象としてもらいたい。**(NPO等に対する支援は行うが、個人は認めていない。)**	×
		▲学生の活動への参加には、交通費や弁当代が必要なので、それらを支援して欲しい。**(NPO等に対する支援は行うが、個人は認めていない。)**	×
		▲個人が活動に参加する際の交通費や弁当代も補助していくべきだと思う。**(NPO等に対する支援は行うが、個人は認めていない。)**	×
		◆個人に対する支援における表彰というのは、必要性がないと思う。	◎

		△ＮＰＯが行う学校に対する環境学習を支援の対象としてほしい。	◎
		▲ボランティア活動といっても、無償でできるものと有償でやるべきことがあるので、うまく組合せて機能させるべきだと思う。	◎
		▲５か年計画の１～11項目の事業に県民が取り組むべきものがあると思う。	◎
		▲技術者等の育成などを支援しなければならないと思う。	◎
		▲水源環境保全・再生のためには、地域連携も必要となると思う。	◎
		▲他のＮＰＯに対する指導等のＮＰＯを育成する事業も対象にしたほうがよいと思う。	◎
		▲世代間交流についても、考慮してほしい。	◎
活動地域	**○水源保全地域内の取組に限定するか。** **○水源保全地域外の活動も含めるか。** **○県外上流域での活動も含めるか。** **○県外に活動拠点を置く団体を対象に含めるか。**	◆山梨県での活動も対象に含めたほうがよいと思う。	○
		▲神奈川県民が参加できるような桂川等の県外上流域を含めた活動を支援してあげられるようにしてほしい。	◎
		◇三浦市では地下水を使っており、三浦半島を対象に加えておいてほしい。	◎
限度額	**○補助限度額及び補助率に上限を設定するか。** **○事業規模や対象活動によって限度額に区分を設定するか。**	◆限度額は設定したほうがよいと思う。	◎
		◇ボランティアの活動費(人件費)を時給換算して、同額の経費を助成する制度を考えてほしい。	○
		◇幅広く小額補助(５万円程度)をし、重点的な課題には、高額補助(200万円程度)をするのがよいと思う。	○
		◆広く支援するのはよいが、一律～円という形で出すと「ばら撒き」という印象をうける。	
		▲一律５万円程度の支援とし、テーマによっては、大きな支援をするなど２本立ての制度がよいと思う。	○
支援期間	**○より多くの団体へ支援することや、行政の支援からの自立化を促すことを考慮し、同一事業の補助回数(年数)に上限を設定するか。**	◆５か年計画で進んでいることを踏まえ、上限を設定する必要があると思う。	◎
		◇５年を限度としたらよいと思う。(毎年申請は必要)	◎
		△初年度はしょうがないが、２年目以降は年間を通じた支援ができるような制度設計をしたほうがよいと思う。	◎
		△５年なら５年と区切って支援をするべきだと思う。	◎
		▲数年後には、自主独立となるような制度にするべきだと思う。	◎
		▲支援終了後には、ＮＰＯ自立しなければならないので、	△

		自立のあり方について考えなければならないと思う。 ▲長期にわたる支援が必要だと思う。	○
財政面以外の支援	**○行政や企業との協働事業について検討すべきか。** **○水源環境保全・再生分野で取り組むＮＰＯ等の創出を視野に入れた仕組みづくりも必要か。**	□一つの団体で完結するような活動への支援にとどまらず、連携や協働による活動、協議会システムの運営活動への（立ち上げ）支援が効果的だと思う。	△
		□市民事業には、たとえば森林組合等の事業者との協働が重要であり、そのコーディネート機能を事務局等がどのように支援するか検討が必要だと思う。	△
		◆調査・研究は、行政等との協働事業まで行うべきでそれも含めるべきだと思う。	△
		▲行政と企業との協働事業も検討するべきだと思う。	△
		◆20 年のスパンでは必要かもしれないが、５か年計画のなかではＮＰＯの創出までは無理だと思う。	△
		◆目的税をどう使うのかという仕組みづくりを優先するべきで、ここまで考える必要はないと思う。	△
		◇これから立ち上げる市民活動の創設等も支援してほしい。	△
		◇マンパワー不足問題に対応するため、水源環境保全・再生の活動に係る人材データバンクを作ることがよいと思う。	△
		△財政面以外のボランティアの需要と供給をつなぐ人材バンクのような仕組みが必要と思う。	△
		◇担い手不足の問題に対しては、中高生への啓発活動等を授業、部活動、子ども会の活動に盛り込めたらよいと思う。	△
		△支援という問題を新しい雇用の創出という論点で考えていかなければならないと思う。	△
		◇ＮＰＯ等の取組や事業全体をコーディネートしたり、プロモートするような仕組みや組織も必要だと思う。	△
		▲県から活動エリアをもらって、団体等が活動できるような支援がほしい。	△
		●整備を必要としている森林が私有地のため、地権者との交渉及び契約等についての行政の関わり・支援がほしい。	△

7　選考基準等の検討に係る主な意見要旨

◆は市民事業等審査専門委員会での主な意見
□は県民会議委員からの意見（５月の意見照会）
◇は県民会議委員からの意見（８月の意見照会）
■は県民会議委員からの意見（12月の意見照会）
▲はＮＰＯ等からの意見聴取における意見

審査基準等の検討に係る意見の対応状況
◎　反映
○　一部反映
×　反映できない
―　意見を踏まえ、今後県が検討

課　題	意見要旨	対応状況
募集方法等について	■イラスト入りの分かりやすいパンフレットを作成し、新聞や県・市町村の便り等を通じ、山林関係団体やＮＰＯ団体等への広報活動（情報提供）が必要だと思う。	―
	■申請書の書式はシンプルで書きやすいものがベストで、内容、場所、他の補助金の受給状況等の項目のチェックが必要となると思う。	―
	□補助申請の手続きや選考面接などは簡単にし、あまり難しく厳格にしないほうがよい。支援対象範囲、要件をわかりやすく、モデルを示して説明するなど、申請書作りに負担をかけさせない配慮が必要だと思う。	―
	▲申請等の事務手続きは簡単なほうがよいと思う。	―
	◇科学的に全く意味のない事業提案があるかもしれないので、よく見極めて審査を行う必要がある。科学的な判断が必要な場合は、根拠となった学術書や論文を記載していただくことも必要だと思う。	―
	◇申請時に、他の制度などへの補助申請をすべて列挙するなど、その団体における当該申請の力配分を示してもらうのが最近は普通である。	―
	■別の補助金を受けている場合は、対象外とするべきで申請前にこのポイントはしっかりと明記しておくことが必要だと思う。	―
	■小額で広く補助しようとするものについては、書類作成の煩雑さは回避することが望ましい。	―
	■支援制度を利用するために必要かつ必須となる事柄を、支援を希望する人たちに、わかりやすく、取っ付きやすくアナウンスすべきで、書類作りにも手間や負担のかからない工夫が必要である。	―
	■地域の子ども会活動や学校の部活動等から未来への好ましい内容の取組も多々あると思われる。そのためにも分かり易く、他の活動グループへ呼びかけられる輪を広げられる申請手続きが望ましい。	―
	■申請事業の主たる担当者が他の事業の担当を兼任している場合、兼務状況マンパワーの配分状況を提案のなかにあらかじめ入れるのがよいと思う。	―
審査手法について	◇書類（必要に応じて面接）審査、現地視察を経て決定したほうがよいと思う。	○
	■原則書類審査で決定するが、必要に応じては現地視察を実施したほうがよいと思う。	○
	■審査に関わるコスト（人的・経費的なもの）を考えると、上限50万円の支援に審査コストをかけることはないと思う。それよりも、成果を出してもらうこと、成果を公表することに注力するほうが効果的だと思う。	○
	■事業遂行のＰＤＣＡが申請時に分かり、節目時期にそれが審査専門委員会に報告され、 検証が可能な事業であることを前提にして審査する。必要なら、面接や現地視察を行う。	○
	■審査する側も全てにおいて、ベストであるかどうか、しっかりと話を聞いたり、現場を見ることで、活動の誇りを見てあげたいと思う。（全ての事業でなくてもよい。）	○
	■選考手順として、審査書類で１次選考、ついで２次選考で何らかのプレゼンテーション・面接・現場視察を行うほうがよいと思う。	◎

審査基準について	◇過去の実績を考慮するかは重要な視点である。５段階に評価して考慮するなどの工夫が必要だと思う。	○
	◇施策大綱や５か年計画全般を踏まえながら、事業の効果や位置付けを検討する必要がある。他の事業との重複の点で無駄が出てしまうと思う。	◎
	■あえて過去の実績は問わず審査することで、これまで補助金に頼らず活動していた団体が名乗りを上げてくることや新しい団体が出てきてほしい。	○
	■「協働」の視点を入れて、審査基準を構成してほしい。	○
	■水源環境の保全・再生の趣旨に合うか否かを大きなくくりとすればよい。	◎
	■計画全体のなかで、効果を上げるための提案を積極的にしてもらうことが望ましいと思う。	◎
事業報告及び事業評価について	◆補助を受ける団体の報告会を行ったらどうか。そうすることにより、団体も責任を負い、補助する側もちゃんとチェックをすると思う。	◎
	◆事後評価や成果の公表は行わなければいけないと思う。	◎
	◆中間報告・評価も含めて行うべきだと思う。	◎
	■血税を使っているのだから、事業報告は当然行うべきだと思う。	◎
	◇複数年度にわたる活動は年度ごとに成果発表を行い、継続の可否について検討する必要があると思う。	◎
	◇成果の公表をどう行うかも重要、成果報告会での発表は15分程度でも内容が見えてくると思う。	○
	◇各団体に対しては、活動の報告、県民フォーラムへの参加協力、意見発表等も前提として交流や情報の共有化、学びの場という観点を大切にしていきたいと思う。	○
	◇活動場面見学や取材などにより活動把握を行い、県民フォーラムを活用した活動報告を行うのがよいと思う。	◎
	◇県民フォーラムと連携し、支援を行うことがよい。支援を行ったグループには活動成果を県民フォーラムのなかで紹介することをルール化したほうがよいと思う。	◎
	▲事業の事後報告やＰＲをしっかり行ってほしい。	◎
	■書式については、なるべく簡略化したものであってほしい。（申請時の目標がどう達成されたか、写真の提示も望まれる。）	—
	■助成対象市民団体の成果報告会は、水環境に関わる税金がこうした活動にも使われているという啓発の場にもなるので期待したい。	○
	■小額の補助なので、応募する団体が煩瑣な手続きと補助額との費用対効果を考え、応募を見合わせることも考えられる。応募条件・審査は緩くして、成果発表や公表に注力することがよいと思う。	○
	■継続事業でも申請は単年度であるので、中間報告や評価は割愛してもよいと思う。	○
	■どこの地域にどのようなグループ活動があるのか私たちが把握できると、今後県民会議の内容もレベルアップすると思うので、ぜひ、報告会なり報告書なりで知らせてもらいたいと思う。	◎
	■事後評価のためにも、事後報告会は必ず開催し、公開で行うほうがよい。県民フォーラムのなかで紹介することもよいが、それだけでなく他の方法もあると思う。	◎

その他	■窓口を市町村に依頼し、市町村の窓口は提出された事業報告、会計報告を県民会議に報告し、その際の事業評価として、目的の達成度や水資源への貢献度等のコメントを記載して報告するといった流れがよいのではないか。	×
	■県民会議は支援事業の立ち上げと水源税が適切に使用されているかのチェック機関であることが望ましく、そのため、審査には関わらず窓口からの相談等には応じることが望ましいと思う。	×
	■目的をもった税金による補助のため、あくまで水源環境の向上を目指す活動に補助を限定していくべきだと思う。	◎
	■アオコ発生の機序解明については、大学や民間機関等の研究に助成を行ってでも、早期解決に取り組む必要があると思う。(ブナの立ち枯やシカ対策などを含めて、こうした難問題に取り組む市民活動を支援する場合は、根拠とする論文等が少ないことも考慮してほしい。	○
	■初期の支援活動としては、小額で広く行うことも必要だと考えるが、今後の事業の進展に合わせて、足腰の強いＮＰＯ・市民活動を育成するためにも、規模・期間を見直し、補助額の幅や範囲を検討する必要もあると思う。	◎
	■県民参加型・協働事業の一翼を担っているという思いが感じてもらえると更にうれしいと思う。自分達の活動が広く認められ、補助金も頂け、なおかつ表舞台で発表する機会も与えられ、今後の励みにつなげられるのではないかと思う。	
	■水源地域から比較的遠く離れている神奈川県東部地域の横浜市、川崎市等の大都会の県民が水源環境保全・再生により多く関わってもらえる具体的な工夫が今回の制度運用上も十分に配慮してほしい。また、都市部の方は、遠くまで移動することとなるので、交通手段と費用への配慮が必要と思う。	◎

8　ＮＰＯ等からの意見聴取の概要

(1) ＮＰＯ等からの意見聴取結果

① 大月森つくり会(河西　悦子　氏)
活動概要 ○　水源地域の森づくりを目的とし、山梨県大月市において、市民の手で何ができるのかということ、特に民有林をどうしていったらよいのかというところに支援を置いて活動している。 ○　活動は、間伐や人工林の手入れ、里山の整備等の実践活動だけでなく、植樹祭を毎年行うなど普及啓発活動も行っている。 ○　大月森つくり会の活動には、神奈川県民や大月短期大学の学生も参加している。
市民事業等支援制度に対する意見要旨 ○　イベントに参加してもらう程度ならよいが、年間を通して何回か来ていただくときに交通費は参加の負担となっているので、特に、神奈川県からの参加する方には大きな負担となっているので、そこに対して支援をしてほしい。 ○　水源環境保全・再生施策の検討段階で山梨県の対策はできなくなったが、森林関係者は直接的な利害に繋がってこないので、水源環境保全・再生の動きから離れていってしまう。そのため、市民の目線で見えるところに関わってきてほしい。 ○　ボランティア活動といっても、本当に無償でできる活動と有償ボランティアでやるべきこと、そしてプロに任せることがあるので、うまく組合せて機能させる必要があると思う。

② まほろば里山林を育む会(椎野　恭治　氏)
活動概要 ○　秦野市のボランティア活動団体の活性化を促進し、情報を共有するとともに、互いに協力しながら里山の保全再生活動を行うことを目的とした「はだの里山保全再生活動団体等連絡協議会」の構成メンバーである。 ○　里山保全のための定例的な活動、鹿柵の設置、普及活動として写真パネルの作成、ふれあい活動として椎茸のほだ木づくり、落葉かき等を行っている。
市民事業等支援制度に対する意見要旨 ○　補助金の制度の名称を水源環境保全の為ということを前面に出してほしい。そうすることで関心のなかった若者まで参加するようになると思う。 ○　県から活動エリアをもらって、そのエリアで団体等連絡協議会が活動できるような支援をしてほしい。

③ よこはま里山研究所（吉武　美保子　氏）
活動概要 ○　「里山の魅力・機能」を他の市民団体、企業、行政とパートナーシップを図りながら発信することを目的として、横浜で都市における環境保全活動を行っている。 ○　第１ステップとして都市における森をどう地域の人が地域で守り育てることができるかを考え活動してきたが、第２ステップとして、「農」の地産地消のことを考え活動している。
市民事業等支援制度に対する意見要旨 ○　実行５か年計画に位置付けられている１～11番目の事業にも県民が取り組むべきものが沢山あり、それらを整理していくなかで市民事業等支援制度が誰にお金を出していくのかが明確になると思う。 ○　森林整備や水質チェックなど継続的な取組のほかにもイベントなどの短期的な取組もあり、都市部の団体等が主に関われるのはイベントなどであるが、都市部における普及啓発も重要なものである。

④ 鳥屋薪ストーブの会（坂本　勝津雄　氏）
活動概要 ○　相模原市津久井町の薪ストーブを使用している家庭で構成されている団体で、山の地権者からの依頼による里山の保全や炭焼き教室、椎茸のほだ木づくり等の交流教室等の交流活動も行っている。 ○　活動に係る経費について、行政等からの支援は受けてなく、自分達の軽トラックやチェーンソー等を使用している。 ○　自分達が薪をえるために始めた活動だが、結果として里山保全活動となり、水源環境の保全・再生に係る活動を行っている。
市民事業等支援制度に対する意見要旨 ○　補助額は小額（５万円程度）で、小さな団体でも活用できる制度とし、重点的に力を入れるべき活動に対しては、大きな規模（額）での支援を行うのもよいのではないか。 ○　補助を受けるために団体が活動を行うようになってはいけないので、数年後には支援なしで活動できるように支援期間も設定すべきだと思う。 ○　財政的な支援だけではなく、情報提供による支援等も必要だと思う。 ○　支援の後には、中間報告や現地のチェック等は必要である。その際には、県民フォーラムと連携をとりながら行うべきである。

⑤ 山北の環境を考える会（磯崎　勝　氏）
活動概要 ○　県内の水源地である山北町における、水源環境保全・再生に係る活動については、酒匂川流域の水質悪化の現状調査をしながら、写真展・講演などを通しての啓発活動をし、丹沢湖の集水域では、合併浄化槽の設置がその地域に適合するシステムの調査・研究や意見交換会などを開催している。 ○　その他の環境問題への取組は、町内を通る国道２４６や県道沿いの排気ガスの測定や産業廃棄物・一般廃棄物の焼却場の在り方についての調査研究を行っている。
市民事業等支援制度に対する意見要旨 ○　小さな自治体の規模では、課題に対応するマンパワーや技術的能力に限界があり、それを補うために、民間人や専門家による調査研究や啓発活動が望まれ、それらの活動には多くの費用が発生するため、それらに係る経費を補助してほしい。 ○　少ない金額でもよいが、長期にわたった支援があると、次世代の人々も財源があることで、活動等を受け継ぐことができるようになるのでよいと思う。

⑥ 金目川水系流域ネットワーク（佐々木　園子　氏）
活動概要 ○　金目川流域において、「循環型社会を目指して地域を調べ、知らせる」という目的で、流域のウォーキングや施設見学、河川の水温調査などを行い、年３回広報紙2,000部を作成し、毎年「流域フォーラム」を開催している。 ○　県の環境科学センターや東海大学のNPO（地域環境ネット）と連携して活動しているので、仕事をリタイヤした年齢層、大学生、小学生などの幅広い年齢層の交流もある。
市民事業等支援制度に対する意見要旨 ○　学生には、山や農業等をやっていきたい人もいるが、仕事として成り立たない現実で、方向転換せざるを得ない。県がお金を出し水源林を保全するのであれば、自然保全の技術者を育成するようなことをやらねばならないと思う。その一助に、従来の林業に縛られない生態系の保全・再生の実験を、山仕事を知る年齢層と学生との連携で行うことを支援してほしい（実験林としての人工林の提供と、それへの各種実験処理の許可）。 ○　参加に係る活動経費として、学生の足代（交通費）くらいは支援できるような制度にしてほしい。

⑦ ＮＰＯ法人自遊クラブ（山本　秀正　氏）
活動概要 ○　相模原市の環境関係の団体と連携し、セミナーの開催など環境問題に対して取り組んでおり、水源環境保全・再生に係る取組としては、「河川の直接浄化」にも効果があると言われている木炭を作っている。 ○　特に、自然再生推進法が成立したことで、相模原市における自然再生推進協議会の設置を目指して、呼びかけ等を行っている。
市民事業等支援制度に対する意見要旨 ○　ＮＰＯ等が県や市町村の協働事業に係る会議等に参加できるようにしてほしい。

⑧ 丹沢大山自然再生委員会（木平　勇吉　氏）
活動概要 ○　丹沢大山総合調査の調査結果に基づいた提言により設置された団体であり、県民・企業・ＮＰＯ・研究機関・行政など地域に関わる者や利害関係者が横並びで丹沢大山の自然再生について議論する組織である。 ○　構成団体であるＮＰＯ等がブナの調査、水質調査、環境教育等さまざまな活動を行っている。
市民事業等支援制度に対する意見要旨 ○　組織の立ち上げの期間は、ネットワークや人的経費等の経費が必要となるため、そこを支援してほしい。 ○　額は小さくても幅広く県民の意識を喚起する方向で支援してほしい。 ○　せっかくの県民からの税金を使ったものなので、有効に使えるよう、使途の制約をゆるくしたほうがよい。 ○　ＮＰＯ等はいろいろな事業を常に県民にＰＲしていくべきで、事後報告を行うようにしたほうよいと思う。

⑨ 桂川相模川流域協議会（倉橋　満知子　氏）
活動概要 ○　相模川を流域という概念で捕らえ、流域の環境や水質・水量の保全を最大の目的として、神奈川県と山梨県の呼びかけで始まった団体である。 ○　水質の調査やクリーンキャンペーンだけでなく、森の荒廃を防ぐための流域の材の普及活動、里山体験講座、生ごみフォーラム等幅広い活動を行っている。
市民事業等支援制度に対する意見要旨 ○　水源環境保全・再生には、山梨県域は重要であり、支援の対象も上流部に広げたほうがよいと思う。 ○　個人の参加に係る交通費や弁当代等の経費を補助していくべきだと思う。 ○　流域の環境団体、特に実践活動を行っている団体は少ないので、支援の際には門戸を広げて、支援をしていくべきだと思う。 ○　団体が最初に動き出すまでには、お金がかかるので、小額でもよいので、事務手続きを簡単にしたうえで、幅広く支援していくべきだと思う。

⑩ 緑のダム北相模（石村　黄仁　氏）
活動概要 ○　相模原市において、ＦＣＳ（森林管理協議会）認証の森づくりをはじめ、森林と都市とを繋ぐ活動、環境と経済を結びつける活動を行っている。 ○　かながわボランタリー活動推進基金21を活用し、県との協働事業による活動も行っている。
市民事業等支援制度に対する意見要旨 ○　環境問題と経済は、両立して進めていく必要があり、そのためには、間伐材の利用等の経済面に着目した施策も必要だと思う。

(2) 県民会議委員からの意見聴取結果

① 天内　康夫　委員
○　相模川の上流である桂川の流域を含めた活動のグループワーキング等を幅広く支援できるようにしたほうがよいと思う。 ○　ダム湖の水を何とかできないのかという考えを持っており、県の組織として対応するのが難しいのであるならば、県民が一緒に関わって対策をできるようにしたほうがよいと思う。 ○　神奈川県民が山梨県における森林整備活動に参加しているケースがある。その際には、山梨までの交通費が負担となるため、団体や個人への支援により、個人の参加を支える体制を作ってほしい。

② 牧島　信一　委員
○　今までの実績があり、高額の支援を求める団体は、他のＮＰＯ等への助言・指導等によりＮＰＯを育てるためにお金を使ってもらうことに特化したほうがよいと思う。 ○　５年などの期限を切って、補助が終了した際には、ＮＰＯ等は他の補助金への移行等による自立してもらうのがよいと思う。 ○　世代間の交流の考えをこの市民事業等支援制度に入れていくべきだと思う。

③ 真覚　邦彦　委員
○　水源環境保全・再生に係るマンパワーの供給について、情報センターのようなものを設立し、専門的に知識があり実行をしている人だけでなく、なかなか参加ができない人などのパワーを活用するのがよいと思う。 ○　支援対象として、個人も支援でき、参加できる仕組みに発展したほうがよいと思う。 ○　実行５か年計画に位置付けられている事業だけでなく、幅広く支援するべきだと思う。 ○　実行５か年計画の実施主体が行政とされている部分にも希望があれば市民参加できるようにしてほしい。

9　水源環境の保全・再生に取り組むＮＰＯ等に対するアンケート集計結果

140団体に送付し、68団体から回答がありました。(回答率49%)　　　※(左…回答数　右…%)

あなたが代表する団体の活動の状況についてお尋ねします。

１－１　団体の性格は、次のどれですか。
ア　ＮＰＯ法人 (48－71%)　イ　公益法人 (0－0%)
ウ　組織運営に係る規約等を有する任意団体 (17－25%)
エ　組織運営に係る規約等のない団体 (2－3%)

１－２　主(一番力を入れている)に活動する地域はどこですか。
ア　横浜・川崎地域(横浜市・川崎市) (10－15%)
イ　横須賀・三浦地域(横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山郡) (7－10%)
ウ　県央地域(厚木市・大和市・海老名市・綾瀬市・座間市・愛甲郡) (8－12%)
エ　湘南地域(平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・秦野市・伊勢原市・中郡・高座郡) (17－25%)
オ　足柄上地域(南足柄市・足柄上郡) (5－7%)
カ　西湘地域(小田原市・足柄下郡) (7－10%)
キ　県北地域(相模原市) (8－12%)

１－３　活動する会員の方はどのような方ですか。
ア　活動地域の住民が大部分 (40－59%)
イ　活動地域の住民とそれ以外の人が半分半分くらい (16－24%)
ウ　活動地域の住民以外が大部分 (12－18%)

１－４　主な(一番力を入れている)活動内容は次のどれに当たりますか。
ア　森林整備関係 (19－28%)　イ　水質保全関係 (4－6%)　ウ　自然教育 (5－7%)
エ　体験・交流等 (4－6%)　オ　ボランティア育成 (2－3%)　カ　調査・研究活動 (5－7%)
キ　その他(11－16%)…間伐材の活用、河川環境全体、農地の保全、里地・里山保全など

１－５　実際に常時活動している人は何人くらいですか。
ア　１～５人 (9－13%)　イ　６人～10人 (21－31%)　ウ　11人～20人 (22－32%)
エ　21人～50人 (7－10%)　オ　50人以上 (7－10%)

１－６　どのくらいの頻度で活動を行っていますか。
ア　年に１～２回 (4－6%)　イ　年に３～５回 (7－10%)　ウ　年に６～12回 (6－9%)
エ　月に１～２回程度 (21－31%)　オ　月に３～４回 (19－28%)
カ　その他 (9－13%)…毎日、週３回、週５回など

１－７　今年の年間活動経費(維持経費等を含む全ての経費)は、どれくらいですか。
ア　50万円以下 (34－50%)　イ　～100万円 (18－26%)　ウ　～300万円 (10－15%)
エ　～500万円 (0－0%)　オ　～1,000万円 (1－1%)　カ　1,000万円以上 (3－4%)

１－８　活動経費の使途は、主にどのようなものですか。(複数選択可)
ア　職員人件費 (8－12%)　イ　アルバイト賃金 (5－7%)　ウ　交通費 (23－34%)
エ　謝礼等 (19－28%)　オ　物品購入費 (47－69%)　カ　通信費や保険代 (31－46%)
キ　委託費 (2－3%)　ク　会場使用料や機器リース代 (20－29%)　ケ　家賃・地代 (8－12%)
コ　その他 (11－16%)…チェーンソー等の燃料代、昼食代など

１－９　活動経費は、主にどのような財源によって運営していますか。(複数選択可)
ア　会員の会費 (52－76%)　イ　企業などの寄付金 (7－10%)
ウ　行政からの補助・委託 (24－35%)　エ　財団等からの支援 (10－15%)
オ　その他 (14－21%)…事業収入、謝礼など

１－10　行政(財団法人等は除く)から補助金などの財政的支援をどの程度受けていますか。
ア　受けていない (36－53%)　イ　～10万円 (11－16%)　ウ　～20万円 (8－12%)
エ　～50万円 (7－10%)　オ　～100万円 (1－1%)　カ　～200万円 (1－1%)
キ　200万円以上 (3－4%)…1,500万、2～300万

2　あなたが代表する団体の活動に対し、現在どのような県や市町村の支援が最も必要だと考えますか。
ア　補助金等の財政的支援（22－32%）　イ　参加者の紹介・育成（8－12%）
ウ　専門家の技術的アドバイス（3－4%）エ　森林や河川など活動する場所の確保（5－7%）
オ　同じような活動をしている団体の情報提供（2－3%）
カ　その他（6－9%）…リサイクル石鹸の購入、活動拠点の建設、協働調査

今年度から個人県民税の超過課税を財源に、水源環境保全・再生の取組を進めており、現在、市民活動等への支援を検討しているところです。<u>水源環境の保全・再生を進めていくため</u>の市民活動への支援にはどのようなものが必要だと考えますか。（代表者の個人的な考えで結構です。）

3－1支援の対象団体はどのような団体等にすべきと考えますか。（複数選択可）
ア　個人も含めていくべき（9－13%）　イ　ＮＰＯだけでなく任意団体も含めていくべき（50－74%）
ウ　ＮＰＯだけの支援とすべき（11－16%）　エ　その他（3－4%）…企業、地域自治会など

3－2　対象活動について、どのような活動を対象とすべきと考えますか。（複数選択可）
ア　森林整備関係（48－71%）　イ　水質保全関係（42－62%）　ウ　自然教育（37－54%）
エ　体験・交流等（23－34%）　オ　ボランティア育成（19－28%）　カ　調査・研究活動（32－47%）
キ　その他（9－13%）…里山の保全、荒廃農地整備、竹林整備など

3－3　財政的支援の限度額について、どのくらいとすべきと考えますか。
ア　30万円程度（13－19%）　イ　50万円程度（18－26%）　ウ　100万円程度（22－32%）
エ　200万円程度(9－13%)　オ　それ以上(4－6%)…1,000万円

3－4　支援期間について、どのくらいの期間で支援するべきと考えますか。
ア　１年間（7－10%）　イ　２年間（7－10%）　ウ　３年間（26－38%）　エ　４年間（0－0%）
オ　５年間（20－29%）　カ　それ以上（5－7%）…10年、15年、永年など

3－5　財政的支援以外にどのような行政支援が必要だと考えますか。（複数選択可）
ア　参加者の紹介・育成（26－38%）　イ　専門家の技術的アドバイス（34－50%）
ウ　森林や河川など活動する場所の確保(25－37%)
エ　同じような活動をしている団体の情報提供（20－29%）
オ　その他（5－7%）…関係機関との調整、活動団体の紹介など

4　水源環境の保全・再生を目的とした財政的な支援制度ができたら、支援を受けたいと思いますか。また、どのような活動や経費にあてたいとおもいますか。
ア　受けたい（　　　円程度）(51)
　10～50万円　(27－42%)　51～100万円（14－21%）　101万円～200万円（5－7%）
　・201万以上（4－6%）…300万、500万円
　（活動名　　　）…森林保全、河川水質浄化、里山再生の回答が複数あり、その他には湧水調査、ビオトープづくり、間伐材の処理など
　（経費の使途（１－８を参考に記載してください。）　　　）
　ア　職員人件費（1－1%）　イ　アルバイト賃金（3－4%）　ウ　交通費（7－10%）
　エ　謝礼等（3－4%）　オ　物品購入費（11－16%）　カ　通信費や保険代（5－7%）
　キ　委託費（0－0%）　ク　会場使用料や機器リース代（7－10%）　ケ　家賃・地代（0－0%）
　コ　その他（4－6%）…弁当飲食、運搬料、燃料代、施設建設費
イ　受けたくない　(15－3%)…支援期間内は良いが、支援を受けられなくなったときに困る。など

5　その他ご意見があれば、お聞かせください。（市民事業等支援制度に係る意見を記載）
・水源地域の自然環境保全･再生活動への財政支援は、それぞれの地域で活動している団体には積極的に支出すべきである。
・整備を必要としている森林が私有地のため、地権者との交渉及び契約等についての行政のかかわり･支援が欲しい。
・小田原は一見｢自然が豊か｣のように思われるせいか、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ人員が増えません。また活動してもなにか｢利益が無いとおもしろくない｣という考え…わたしたちの｢自然に対して奉仕する｣という発想に変えていくようにできないものでしょうか。水源税だけでは限度があります。まずは学校教育から。
・とにかく｢水源税をはらっているんだから｣と、お金を払っているんだから｢手はかさない｣とならないよう、身近な活動団体を通じて、海川山に参加するよう行政からうながして欲しい。なにより、学校(小学校～)に参加できるよう、積極的に急いで支援してほしいと思います。

【アンケート結果の分析】

各活動分野において、活動団体が、年間どの程度活動経費がかかるのか。(活動内容と活動経費との関係性)
○ 森林整備関係に力を入れている団体(19団体) 1 50万円以下(11−58%) 2 ～100万円(3−16%) 3 ～300万円(5−26%)
○ 水質保全関係に力を入れている団体(4団体) 1 50万円以下(3−75%) 2 1,000万円以上(1−25%)
○ 自然教育に力を入れている団体(5団体) 1 50万円以下(2−40%) 2 ～100万円(2−40%) 3 ～300万円(1−20%)
○ 体験・交流等に力を入れている団体(4団体) 1 50万円以下(1−25%) 2 ～100万円(2−50%)
○ ボランティア育成に力を入れている団体(2団体) 1 50万円以下(1−50%) 2 1,000万円以上(1−50%)
○ 調査・研究に力を入れている団体(5団体) 1 50万円以下(4−80%) 2 ～100万円(1−20%)

各活動分野において、活動団体がどのような活動経費を必要としているのか。(活動分野と経費の使途との関係性)
○ 森林整備関係に力を入れている団体(19団体) 1 職員人件費(2−11%) 2 アルバイト賃金(1−5%) 3 交通費(5−26%) 4 謝礼等(4−21%) 5 物品購入費(17−89%) 6 通信費や保険代(12−63%) 7 会場使用料や機器リース代(1−5%) 8 家賃・地代(2−11%)
○ 水質保全関係に力を入れている団体(4団体) 1 職員人件費(1−25%) 2 アルバイト賃金(1−25%) 3 交通費(1−25%) 4 謝礼等(1−25%) 5 物品購入費(2−50%) 6 通信費や保険代(1−25%) 7 家賃・地代(1−25%)
○ 自然教育に力を入れている団体(5団体) 1 交通費(4−80%) 2 謝礼等(3−60%) 3 物品購入費(1−20%) 4 通信費や保険代(3−60%) 5 会場使用料や機器リース代(1−20%)
○ 体験・交流等に力を入れている団体(4団体) 1 交通費(1−25%) 2 謝礼等(2−50%) 3 物品購入費(3−75%) 4 通信費や保険代(2−50%) 5 会場使用料や機器リース代(2−50%)
○ ボランティア育成に力を入れている団体(1団体) 1 職員人件費(1−50%) 2 アルバイト賃金(1−50%) 3 物品購入費(1−50%) 4 委託費(1−50%) 5 家賃・地代(1-50%)
○ 調査・研究に力を入れている団体(5団体) 1 交通費(1−20%) 2 物品購入費(2−40%) 3 通信費や保険代(2−40%) 4 会場使用料や機器リース代(4−80%)

10　県及び森林づくり公社の市民活動等への主な補助制度

事　業 名　称	かながわボランタリー活動推進基金21 協働事業負担金	ボランタリー活動補助金
目　的	地域社会にとって必要な公益的な事業で、ボランタリー団体等と行政とが対等な立場でパートナーシップを組んで行えば相乗効果が期待できると考えられる事業を推進する。	ボランタリー団体等が独自に取り組む事業であって、社会的な必要性が高く、先駆性、波及性が期待できる事業を支援する。
対　象 団体等	・不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業(いわゆる宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする事業は除く。)に自主的に取り組む特定非営利活動法人、法人格を持たない団体及び個人（「ボランタリー団体等」という。） ・県内に活動拠点を有すること(県内に事務所があるか、又は県内で活動を行っている団体等を対象とする。) ・継続した活動が期待されるものであること	
対　象 活動等	・ボランタリー団体等と県が、実施に当たっての基本的なスタンス、役割分担を明らかにした協定書を締結した上で、協働して行う公益を目的とする事業に対して、基金からその事業に要する経費を負担する。 ・協働して行う事業とは、地域社会の課題に対してボランタリー団体等と県が共通認識を持ち、それぞれの役割を認識しあい連携して行うものである。	・ボランタリー団体等が行う公益を目的とする事業に対して、基金からその事業に要する経費を補助する。 ・対象事業は、ボランタリー団体等が地域社会が抱える課題の解決に向けて自発的に取り組む事業や、社会システムの改革を目指してチャレンジする事業などを立ち上げたり、新たな展開を図ろうとするような事業が想定される。
限度額/ 支援期間	国又は地方公共団体の他の補助金等を控除した額と1,000万円のいずれか低い額 最長５年	国又は地方公共団体の他の補助金等を控除した額の1/2に相当する金額と200万円のいずれか低い額 最長３年
審査方法	神奈川県ボランタリー活動推進基金審査会 ※　幹事会が選考を補佐するため、事前調査等を行う。 １次：協働事業として県と協議を行うことがふさわしいか、提案書による書類選考の後、プレゼンテーションを行い選考する。 ２次：団体等と県との協議の結果を受けて、申請書等による書類選考を行う。	神奈川県ボランタリー活動推進基金審査会 ※　幹事会が選考を補佐するため、事前調査等を行う。 申請書による書類選考の後、プレゼンテーションを行い、選考を行う。

事　業 名　称	森林づくり活動団体助成事業 【(社)かながわ森林づくり公社】
目　的	神奈川県の水源の森林エリアで、県民参加による森林づくりを推進するため、森林づくり活動に自主的に取り組む団体に対して助成を行う。
対　象 団体等	自主的に森林づくりに取り組む団体で、かつ、次の全ての要件を満たす団体 ・森林づくりのための会員または参加者を募り、森林づくり活動を自主的に企画し継続している団体(特定非営利活動法人、任意の団体及びグループ等)で、規約または会則等(団体の構成、役員、事業運営、会計等について明記)を備え、適正な運営が行なわれている団体 ・対象活動を営利の目的としていない団体
対　象 活動等	・森林の造成・保育に関するもの 地拵、植栽、下草刈、枝打、除伐、間伐 ・森林の保護・管理に関するもの 獣害防止作業、被害木処理、径路の開設、維持管理、修復
限度額/ 支援期間	1団体につき15万円 継続して5年を超えないものとし、隔年の場合は、その合計が5回まで
審査方法	(社)かながわ森林づくり公社 書類審査

11　県内市町村の市民活動等への主な支援制度

NO	1	
自治体名	横浜市	
制度名称	横浜市環境保全活動助成制度	横浜市市民活動推進助成金
目　　的	地域に根ざした環境保全活動を広く展開し、快適な市民生活に欠かすことができない良好な環境の確保、よりよい都市環境の保全及び創造を図る。	市民活動団体の経済的な自立を支援するために事務所経費の一部を支援する。
対象団体等	・環境保全を主たる目的として活動する市民団体 ・活動開始後１年以上５年未満、次年度以降も継続して活動する見込みがある団体 ・横浜市内に事務所又は連絡場所を有し、かつ、主たる活動を横浜市内で実施している団体	次の全ての要件に該当する市民活動団体 (1)　営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っているもの (2)　(1)の活動を開始後１年以上経過し、次年度以降も継続して活動する見込みがあるもの (3)　横浜市内に事務所又は事務スペースを有しているもの (4)　５人以上の構成員がいるもの (5)　原則として、団体の構成員となるのに条件のないもの。ただし、「活動に必要な資格を有している」など、活動目的に照らして合理性のある加入条件をつけることはこの限りではない。
対象活動等	環境の保全創造に関する活動	
限度額/期間等	限度額 年度ごとに団体が助成対象活動の経費に充てる自主的財源の５倍の額とする。ただし、上限30万円 助成回数 最長４年までとする。	限度額 １か月の賃借料（上限10万円）×賃借月数×1/3 助成回数 ３回以内
審査方法	書類審査	書類審査

NO	2	3
自治体名	横須賀市	平塚市
制度名称	横須賀市市民協働推進補助金	公益信託平塚市民活動ファンド
目　的	市民公益活動の活性化を図り、市民の創意を活かし、将来にわたって市民が誇りの持てる個性豊かな地域社会の実現を図る。	より多くの市民活動が平塚で活発に展開され、平塚市を魅力と活力ある都市としていくために、市民活動を助成する。
対象団体等	横須賀市内に活動拠点を有する市民公益活動団体	・ボランティア活動や市民活動などの公益的な活動・事業を行う団体 ・団体の事務所または団体の代表者の住所（活動の拠点）が平塚市内にある団体（注：団体の代表者が市外在住者でも、団体の活動拠点 が平塚市内であれば可。） ・構成員が３名以上である団体
対象活動等	・市民公益活動「はじめの一歩」補助金 これからまちづくりの第一歩を踏み出そうとしている、市民グループの社会性のある市民公益活動 ・市民公益活動「ステップアップ」補助金 市民グループが一定期間継続して行う、社会性のある市民公益活動	主として平塚市内で行われる活動・事業が対象
限度額/期間等	限度額 ・市民公益活動「はじめの一歩」補助金（査定のうえ上限10万円） ・市民公益活動「ステップアップ」補助（査定のうえ1/2、上限50万円） 助成回数 ３回	助成額等 ・入門コース　10万円 設立後３年を経過していない団体を対象とし、１団体につき１回限り、助成を受けることができる。 ・発展コース　50万円 活動をさらに発展させていこうとする団体や、新たな事業を展開しようとする団体などを対象とし、１団体につき３回まで、助成を受けることができる。
審査方法	書類審査及び公開プレゼンテーション	書類審査及び公開プレゼンテーション

NO	4	5
自治体名	藤沢市	小田原市
制度名称	藤沢市公益的市民活動助成事業	小田原市市民活動応援補助金
目　　的	多種多様な活動を行う市民活動団体の継続的な活動を支援する。	市民が自発的に行う市民活動を財政的に支援することにより、市民活動の活性化と自立を図るとともに、市民・市が互いにパートナーとして協働の姿を生み出し、市民参加によるまちづくりを進める。
対象団体等	・藤沢市内に活動拠点及び連絡場所を有していること。 ・市民が５人以上構成員となっていること。 ・藤沢市市民活動推進センターに登録していること。 ・団体の設立目的、組織、代表者等に関する定めがあること。	小田原市を中心として市民活動を行い、今後も継続する見込みのある3人以上の市民（本市に在学、在勤、在活動する方を含む）で構成する営利を目的としない団体
対象活動等	市民を対象とした公益的な市民活動の事業であること。	この制度は、不特定かつ多数のものに役立つ事を皆さんが自主的かつ自立的に取り組む社会的な活動を応援するものです。
限度額/期間等	・初期コース 10万円を限度に、１団体１回限り、助成を受けることができる。 ・発展コース 助成対象事業費の50％以内とし、40万円を限度に１事業１回限り助成を受けることができる。	補助金額等 ・スタートアップコース 10万円を上限(同一の事業では１回限りの補助) ・ステップアップコース この制度を活用する事業に要する経費から、国、県又は他の地方公共団体の補助金等を控除した額の1/2以下で30万円を上限。(同一の事業では３回までの補助)
審査方法	書類審査及び公開プレゼンテーション	書類審査及び公開プレゼンテーション

NO	6	7
自治体名	茅ヶ崎市	相模原市
制度名称	パートナーシップ事業助成金	市民企画提案型事業補助金制度
目　的	市民の自主的で公益的な市民活動を財政的に支援し、市民活動の活性化を図るため。	地域のまちづくりを促進し、市民自らの発想による公共・公益的な活動、事業に支援すること
対象団体等	・市内で主に活動している市民活動団体 ・３人以上で構成される団体で、構成員の1/2以上が市民（在勤、在学を含む）であること。 ・市から他の補助金（団体の運営に係るものを除く）を受けていないこと。	公募することができる団体は、次の全ての要件を満たす団体とする。 (1) 市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に自主・自立した運営を継続的に行う団体 (2) 構成員に複数の市民（市内在住・在勤・在学）を含む市内に活動拠点を有する構成員５人以上の団体 (3) 政治的・宗教的活動を行わない団体 (4) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としない団体
対象活動等	茅ヶ崎市民が受益者となり得る公益的な事業（構成員のみを対象とした共益的な事業は除く） ・市民活動スタート支援 設立後２年未満の市民活動団体が行い、団体の自立を促進し、活動を軌道にのせるための事業 ・市民活動ステップアップ支援 設立後２年以上の市民活動団体が行い、団体がこれまでに行ってきた活動の拡充を図る活動又は活動の発展を目的に次の一歩として新たに行う事業	補助対象事業は、次に定める用件を満たす事業とする。 (1) 市民を対象とした公共的・公益的事業 (2) 営利的な活動が主たる目的でない事業 (3) 政治的・宗教的活動が含まれない事業 (4) 既存補助金に同種・同類のものがない事業（地域的特性が認められるものは除く） ただし、国、地方公共団体及び市の外郭団体から他の制度による補助等を受けるものは除外する。
限度額/期間等	補助額 ・市民活動スタート支援 対象となる事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の90%または10万円のいずれか低い額 ・市民活動ステップアップ支援 対象となる事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の80%または30万円のいずれか低い額 回数 ・市民活動スタート支援 同一団体１回限り ・市民活動ステップアップ支援 同一団体２回まで	限度額 500万円（補助率は、補助対象経費の１／２以内） 補助期間 単年度
審査方法	書類審査及び公開プレゼンテーション	相模原市補助金等評価委員会に定める委員会において、補助採択等における審議を行い、その結果を受けて、市長が選考を行う。

NO	8	9
自治体名	厚木市	大和市
制度名称	市民活動推進補助金	市民活動推進補助金
目　的	市民活動を推進し、 活力ある地域社会の発展と市民福祉の向上に資する。	“新しい公共”の担い手となる市民活動を支援する。
対象団体等	・市民が自発的、自立的に活動をしているもの ・団体の活動が、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としているもの ・市内に主たる事務所又は活動拠点があるもの ・活動を開始後、１年以上経過し、次年度以後も継続して活動する見込みのあるもの ・構成員が３人以上のもの	新しい公共の創造に参加する意思のある市民、市民団体、事業者が行うボランティア活動など非営利の市民活動であって、主な活動場所が大和市内であるか、活動の運営拠点が市内にある活動や事業
対象活動等	・保健、医療又は社会福祉の増進を図るもの ・環境の保全を図るもの ・教育、文化及びスポーツの向上を図るもの ・外国人支援及び国際協力の推進を図るもの ・その他不特定かつ多数のものの利益の増進を図るもの	
限度額/期間等	限度額 20万円 支援回数 ３回	限度額 ・めばえ　５万円 ・はぐくみ　20万円 補助回数 ・めばえ　１申請者につき１回 ・はぐくみ　１事業者につき１回
審査方法	書類審査	書類審査及び公開プレゼンテーション

NO	10	11
自治体名	伊勢原市	綾瀬市
制度名称	伊勢原市市民活動支援助成金	きらめき補助金
目　的	地域で活動するさまざまな分野の市民活動団体を育成・支援し、その活動を広くサポートする。	真に豊かで魅力と活力あふれる地域社会の実現を目指し、社会的課題に取り組む市民活動（ボランティアやＮＰＯをはじめとした公益活動）に対し、その事業費用の一部について補助金を交付し財政的に支援する。
対象団体等	・構成員が５人以上で、半数以上の者が市内在住、在勤又は在学者であること。 ・活動が継続する見込みのあること。	・主な活動場所又は運営拠点が市内にある団体 ・構成員が３人以上の団体
対象活動等	市民が自発的かつ自立的に行う活動で、公益性を有し、営利目的でなく、市民生活の向上に寄与する活動	主に市民を対象とした市民活動（公益的な事業)
限度額/ 期間等	・創出　新たに市民活動をスタートする団体 10 万円一申請団体につき１回 ・育成　既に市民活動を行っている団体　一会計年度につき 30 万円　一申請団体につき３回 ・自立　自立に向けて市民活動を継続していく団体　１０万円　一申請団体につき１回	限度額 ・いぶき　10万円 ・はぐくみ　20万円 ・はばたき　50万円 補助回数 ・いぶき　１団体１回まで ・はぐくみ　１事業につき３回まで ・はばたき　１事業につき５回まで
審査方法	書類審査及び公開プレゼンテーション	書類審査及び公開プレゼンテーション

NO	12	13
自治体名	二宮町	箱根町
制度名称	協働まちづくり補助金	活力あるまちづくり支援補助金
目　的	二宮町町民参加活動推進条例の規定に基づき、町民が自らの意思で社会のさまざまな課題に主体的に取り組む「町民活動」に対して公募性による補助金制度を構築し、財政的に支援しようとするもの。	自主的、主体的な地域コミュニティー活動を実施しようとする団体・組織の設立に対し、補助を行うことにより、地域に活力を与え、魅力あふれるまちづくりを推進することを目的とする。
対象団体等	(1) 規約・会則等が整備されていること。 (2) 団体の活動が、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としていること。 (3) 同一事業に対し、二宮町から他の補助金を受けていないこと。 (4) 構成員が３名以上であること。 (5) 町内に主たる事務所または活動拠点があること。 (6) 町と連携して、行政活動を補完・代行・補助する性格の活動であること。	自主的・主体的な地域社会活動を行おうとするおおむね５名以上の構成員による町内の団体、組織(政治や信仰、思想を同じくする人たちの団体、組織または営利を目的とする団体、組織などを除く。)
対象活動等	①地域コミュニティー活動②国際交流③防災対策④交通安全対策⑤子育て支援⑥社会福祉活動⑦青少年健全育成⑧消費者対策⑨高齢者生きがい対策⑩健康づくり⑪環境保全⑫産業振興⑬市街地活性化⑭IT活性化⑮障害学習活動⑯文化・芸術活動⑰生涯スポーツ活動⑱男女共同参画社会	自主的・主体的な地域コミュニティ活動
限度額/期間等	・町民活動スタート支援（団体の自立を促進し、活動を軌道にのせるための事業）は対象となる事業に直接要する経費から国、県その他の地方公共団体の補助金等を控除した額と１０万円のいずれか低い額を上限とする。（交付回数は同一団体１回限りの交付とする） ・ステップアップ支援（団体がこれまで行ってきた活動の拡充を図る事業又は活動の発展を目的に次の一歩として新たに行う事業）対象となる事業に直接要する経費から国、県その他の地方公共団体の補助金を控除した額と５０万円のいずれか低い額を上限とし、交付回数は前項の支援を受けた同一団体は２回、受けていない同一団体は、３回限りの交付とする。	(補助対象経費の1/2以内) 限度額50万円 ※翌年度は1/4以内又は初年度の1/2以内
審査方法	書類審査及び公開プレゼンテーション	審査会にて書類審査、現地調査などを行い、補助団体・補助額を決定

NO	14
自治体名	愛川町
制度名称	町民アイディアまちづくり事業
目　　的	まちづくりの推進と地域や町の活性化を図り、豊かでゆとりのある住みよいまちづくりを目指す。
対象団体等	町内に在住・在勤・在学する個人、グループまたは団体
対象活動等	豊かで住みよいまちづくりなど、地域活性化につながる公共性の高い活動や事業を対象とする。
限度額/期間等	限度額 200万円
審査方法	書類審査及び公開審査

12　他県の市民活動等への主な支援制度（森林保全等に係る税制措置を実施している県）

NO	1	
自治体名	高知県	
事業名称	こうち山の日推進事業	生き活きこうちの森づくり推進事業
目　的	「豊かな森林の恵みに感謝し、森林や山を守ることの重要性に対する理解と関心を深め、県民一人ひとりが森林を守る活動に参加し、また自ら行動することによって山を守り育て次代へと引き継いでいく」とした、「こうち山の日」の制定趣旨に基づいた普及啓発に資する取組を総合的に支援することを目的とする。	森林と人との共生林のうち、県民生活に身近な集落周辺の里山林、河川に隣接する水辺林、美しい自然景観を保全・形成する景観林等の、森林と人がふれ合う森林を、地域が一体となって整備、管理、活用する取り組みを支援することで、森林や森林に対する重要性について県民の理解と関心を深める。
対象団体等	「こうち山の日」の制定趣旨に賛同しその普及啓発に資する団体 ※平成19年度からは、（社）高知県森と緑の会を補助事業者とし、間接補助方式で実施	地域住民等で組織する団体
対象活動等	・森林保全活動等に関するもの（森林保全活動、林業作業体験等） ・森林環境学習等に関するもの ・都市と山村の交流促進等に関するもの（普及啓発・交流を促進する活動等） ・木と親しむ取り組みに関するもの	・人工林の間伐（伐採・伐捨） 強度の間伐により、林内へ光を入れ下草や広葉樹の侵入を促すことを目的とする。 ・竹林の改良（伐採・搬出集積） 適度な成立本数に間引き健全な生育環境に導くことで、林内へ光を入れ下草や広葉樹の侵入を促すことを目的とする。 ・歩道の作設 作業及び管理、散策用の歩道として活用することを目的とする。 ・その他知事が必要と認めるもの。
限度額/支援期間	補助率 1/2以内（補助事業者が市町村、一部事務組合以外で補助対象経費400千円以内の事業については定額（補助限度額200千円））	限度額 一地区当たりの事業費の上限は概ね200万円とする
審査方法	書類審査及びプレゼンテーション	書類審査

NO	2
自治体名	岡山県
事業名称	ゆめ・みらい・おかやまの森づくり推進事業
目　　的	県土の７割を占める森林は、県土の保全や水源のかん養等、県民の安全で快適な生活環境を維持するうえで重要な役割を果たしている。その森林を適正に保全・整備し、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるためには、子供から高齢者まで県民各層の幅広い理解と協力を得て、県民参加の森づくりを進めていくことが必要である。このため、森林活動ボランティアの中心的な役割を担う人材育成を進めるとともに、県民参加の下に取り組んでいる「美しい森づくり運動」等の活動を推進する。また、身近な自然である里山や、その整備活動の取組への関心の高まりに対し、幅広い支援を行う。
対象団体等	森づくりボランティア育成事業 ①森づくりボランティア育成事業(森林ガイド養成事業) 森林・林業や森林ボランティア活動に関心のある者、森林ガイド認定者 ②里山ふれあいの森活動支援事業 ・里山ボランティアマスター講座 里山整備に取り組んでいる者、これから新たに取り組もうとする者 ・里山ふれあい活動の支援 活動プランを企画提案した里山保全グループ等
対象活動等	森づくりボランティア育成事業 ①森づくりボランティア育成事業 「森林ガイド初級研修」及び「森林ガイドレベルアップ研修」の実施 ②里山ふれあいの森活動支援事業 ・里山ボランティアマスター講座初心者向け講習会の開催 ・里山ふれあい活動の支援 ア　先進事例調査、交流イベント等 イ　里山の幸の特産品化する試み、ウォーキングロードの設置等 ウ　里山保全活動に必要な資機材の配備
限度額/ 支援期間	限度額 森づくりボランティア育成事業 ①　森づくりボランティア育成事業：研修実施回数５回、予算額470千円 ②　里山ふれあいの森活動支援事業 ・里山ボランティアマスター講座：講習会開催回数５講座、予算額234千円 ・里山ふれあい活動の支援 ア　限度額100千円　補助率1/2(６グループ) イ　限度額100千円　補助率1/3(６グループ) ウ　限度額400千円　補助率1/2(６グループ) 予算額3,600千円
審査方法	書類審査

NO	3	4
自治体名	鳥取県	島根県
事業名称	とっとり県民参加の森づくり推進事業	森づくり・資源活用実践事業
目　　的	県民の方に森林・林業の体験学習（作業）等を通じて森林への理解を深めてもらい、森林づくりへの参加を促す。	県民のアイディアと参加を基本とする森づくりや資源活用の取組に要する経費に対し、水と緑の森づくり税を財源とする交付金を交付して支援する。
対象団体等	・ＮＰＯ、ボランティア団体等 ・地方公共団体（県を除く。）、森林組合等 ・小中学校等	次の事項を全て満たしている団体など ・水と緑の森づくり税条例の趣旨を十分に理解していること。 ・自ら企画した事業案を県内で実施し、報告できること。 ・この事業で営利を追求しないこと。 ・この事業に関係する会計及び経理を明朗に行い、報告できること。
対象活動等	森林整備の体験学習、源流森林の探訪、森林教室及び学校林の育成等、広く県民に森づくりへの参加を促す森林体験等	森を保全する取組及び森を利用する取組
限度額/ 支援期間	限度額 事業費はおおむね500千円以上とする。ただし、事業実施主体が小中学校等の場合はおおむね200千円以上とする。ただし、１事業実施主体に対する補助限度額は、1,000千円とする。(県負担率10/10)	補助率 1/2以内(一部経費10/10)
審査方法	書類審査	書類審査

NO	5	6
自治体名	山口県	愛媛県
事業名称	類似制度なし	愛媛県森林環境保全基金公募事業費補助金
目　　的		森林環境の保全と森林と共生する文化の創造に向け、県民の豊かな発想による自発的な活動を支援することで、森林に対する県民参加の具体化を図る。
対象団体等		県内に住所を有する個人及び県内に事務所又は営業所を有する法人その他の団体
対象活動等		・森とくらす活動に関する事業（森林環境教育、森林保全活動、森林ボランティア活動等） ・森をつくる活動に関する事業（里山林・放置竹林等の森林整備活動等） ・木をつかう活動に関する事業（木材利用推進活動、木工広場の開催等） ・その他別に定める事業
限度額/ 支援期間		限度額 200万円 補助率 50万円以下の部分は10/10以内 50万円を超える部分は1/2以内
審査方法		書類審査

NO	7	
自治体名	熊本県	
事業名称	上下流連携森林整備促進事業	里山林保全活用推進事業
目　　的	上下流の市町村の連携による森林整備を進めるとともに、上下流の住民等の連携による様々な森づくり活動等への取組を支援し、森林の公益的機能等の高度発揮を図る。	未利用のまま放置されている里山林の新たな利活用を通じて、里山林の保全と地域の活性化を図るため、里山林の新たな利活用方策を地域住民等から広く募集し、実践的なモデル事業として、都市住民と農山村地域の住民が連携して取り組むことにより、地域の活性化と身近な環境の保全を図る。
対象団体等	市町村、ＮＰＯ、農林水産業者等又は、住民等の組織する団体	市町村、ＮＰＯ、地域住民が組織する団体
対象活動等	上下流の住民団体等が連携して行う森林整備や間伐材等を利用した環境保全等の取組に対し経費の一部を助成	・里山林保全活用施設整備 歩道、トイレ、作業小屋、炭窯等の簡易な施設の製作・設置等に支援 ・里山林保全活用活動支援 植栽、下刈り、間伐、つる切り、雑木整理等や木・木炭づくり、タケノコ堀、里山林観察、森林セラピー等の活動に支援
限度額/支援期間	限度額 資材費等に対し10/10以内	限度額 資材費等に対し10/10以内
審査方法	書類審査	書類審査

NO	7	
自治体名	熊本県	
事業名称	学びの森活動推進事業	ふるさとの四季を彩る森づくり運動
目　　的	地域や学校を単位として環境学習の場としての森林(環境学習林)整備、活動計画づくりや森林インストラクター等の充実強化を図る。	県民一人一人の参加による身近な森や潤いのある自然景観、自然とのふれあいの場としての森を育てる活動を推進し、「県民参加の森林づくり」の気運の一層の醸成を図る。
対象団体等	市町村、学校(小中高)、ＰＴＡ、ＮＰＯ法人、地域住民が組織する団体、児童擁護施設	地域の団体等
対象活動等	・活動施設整備 環境学習を行う上で必要な遊歩道、標識、休憩小屋等の整備 ・森林環境学習活動の支援 森林作業体験、自然観察等の森林環境教育活動に対する支援 ・学びの森モデル林研修会 県内４箇所をモデル林と指定し、指導者の研修会等を行う。	地域の団体等が森づくりをする場合、市町村を通して、苗木及び資材費を助成
限度額/支援期間	限度額 資材費等に対し10/10以内	補助率 苗木及び資材に対し10/10
審査方法	書類審査	書類審査

NO	8	9
自治体名	山形県	鹿児島県
事業名称	みどり環境公募事業	森林の体験活動支援事業
目　的	豊かな森林を県民共有の財産として保全し、健全な状態で未来に引き継ぐためには、県による荒廃森林の直接的な整備に加えて、やまがたの森林や自然環境の保全について県民自ら直接関わる問題として捉え、県民の積極的な森づくりへの参加を促進することが必要となっている。 このため、地域住民やＮＰＯ、企業等が地域のニーズに対して取り組む自主的な森林保全活動など、森林を始めとした自然環境を守り育てる地域力を高める取組を支援する。	県民が自ら実施する森林・林業学習や森林の整備保全活動等を併せて実施する活動に対し助成措置を講じ、県民の森林・林業に対する理解と森林づくりへの積極的な参加を図る。
対象団体等	・ＮＰＯ法人、企業、組合、私立学校等の法人格を有する団体 ・ＰＴＡ、自治会等の地域団体 ・その他各種ボランティア等の任意団体（ただし、規約等を有し、会計処理が適正に行われていると認められる団体であること。）	次の要件をすべて具備しているもの ・自ら企画した事業を県内で実践できること ・自主的、組織的な活動で事業を完遂できること。 ・助成金の使途に係る条件遵守が確実であること。 ・営利を目的としないこと。
対象活動等	・森林での保全・体験活動 ・河川等の水環境の保全活動 ・希少野生生物等の保全活動	「①学習活動」と「②体験活動」をセットで実施するもの ①学習活動 　森林の果たす役割についての学習活動など、森林・林業に関しての学習活動 ②体験活動 　植樹や下刈り、間伐などの森林づくり活動など、森林・林業を体験できる活動
限度額/支援期間	限度額 ・森林での保全・体験活動（１件当たりの事業費100万円を上限） ・河川等の水環境の保全活動（１件あたりの事業費200万円を上限） ・希少野生生物等の保全活動（１件あたりの事業費200万円を上限） ※補助率はいずれも10/10 　補助回数の制限なし	限度額 １団体につき100万円
審査方法	原則書類審査	書類審査及び聞取調査

NO	9	
自治体名	鹿児島県	
事業名称	地域森林環境づくり促進事業	木のあふれる街づくり事業
目　　的	地域の自治体や団体などが企画・立案し、地域の森林環境の向上を図るための森林整備や付帯施設の整備に対して助成する。	間伐材等県産材の利用を進め、森林環境の保全等を図るため、モデル的な木製品・木造施設の整備や木製品等の開発及び普及に関する取組を広く募集し、これら整備に対して助成する。
対象団体等	市町村、森林組合、漁業共同組合、集落等の地域自治会等	①木造施設等の整備 市町村、学校、自治会、公益を目的とする法人、森林組合等協同組合、その他県産材の利用に取り組む団体 ②木製品等の開発及び普及に関する取組 森林組合等共同組合、林業者・木材関連業者等で組織する団体、民間企業等で組織され県産材の需要拡大に繋がる製品等の開発や普及に取り組む団体
対象活動等	地域住民の方々が地域にある森林の環境・景観保全、保健休養機能の維持・向上を図るための森林整備とそれに付帯する施設整備 ・森林整備の例 植栽、保育、利用間伐、竹林改良など ・付帯施設の例 森林環境税事業で実施した旨の木製看板、遊歩道、作業道、標識など	・木造施設等の整備 ・木製品等の開発及び普及に関する取組
限度額/支援期間	限度額 上限は150万円 補助率 知事が認める実施経費の7/10以内	補助率 補助金の学派、木造施設等の整備に要する経費又は木製品等の開発及び普及に関する取組に要する経費の1/2以内 限度額 上限額は200万円で、下限額は５万円
審査方法	書類審査	書類審査及び聞取調査

NO	10	11
自治体名	岩手県	福島県
事業名称	県民参加の森林づくり促進事業	森林ボランティア団体活動支援事業
目　的	地域住民などの地域力を活かした、身近な里山林などの整備や野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林の整備など、県民自らが主体的に進める公益林の整備を促進する。	森林環境税の制定目的である「県民一人一人が参画する新たな森づくり」を推進するため、県内各地息において積極的な森林整備活動等を行うボランティア団体等の活動を支援する。
対象団体等	・市町村 ・農林水産業者の組織する団体（非営利団体で規約等の定めがあり、総会が開催される団体) ・地域住民団体(非営利団体で規約等の定めがあり総会が開催される団体)、 ・ＮＰＯ等	民間非営利団体等
対象活動等	・未利用のまま放置されている里山林の再生（森林整備）や新たな活用を図るための整備などの活動。 ・上下流の住民団体等が連携して行う森林づくり活動。 ・野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林の整備　など	・森林整備活動(植栽、下刈、枝打、除伐、間伐等) ・放置され荒廃した竹林の整備活動 ・森林整備活動及び竹林整備活動実施のための作業歩道の設置 ・森林づくりの意識を醸成する活動(木エクラフト、炭焼き、薪割り、きのこ植菌体験、森林内での森林観察等)
限度額/支援期間	補助率等 補助率：10/10 １団体当たり、原則100万円以内。同一年度においては１団体１回限り。	補助率 2/3以内 補助限度額 １団体当たり50万円/年 (補助回数の上限なし)
審査方法	書類審査及び公開プレゼンテーション	書類審査

NO	12	13
自治体名	静岡県	滋賀県
事業名称	類似制度なし	みんなで始めよう森づくり活動公募事業
目　的		森林づくりや資源利用、森林環境学習や森林づくりの人材育成など地域のＮＰＯ等が行う活動を支援
対象団体等		ＮＰＯ、地域住民グループ、森林ボランティア団体等(里山協定林を除く)
対象活動等		県内で行われる琵琶湖森林づくり基本計画の施策に即した活動であること ほか一定要件を満たした活動であること。
限度額/ 支援期間		補助率 2/3(補助金上限額は、20万円/年)
審査方法		書類確認

NO	14	15
自治体名	兵庫県	奈良県
事業名称	県民まちなみ緑化事業	里山林機能回復整備事業制度
目　的	都市地域において、防災性の向上や環境改善等を図るため、県民が実施する緑化活動に対し、兵庫県が県民緑税を財源として補助を行う。	都市近郊や集落周辺の手入れがされずに荒廃した里山林を、ＮＰＯ法人やボランティア団体等の県民参加の森づくりとして整備を行うことにより、里山林の景観や機能の回復を図る。
対象団体等	・自治会、婦人会、老人会など地域基盤 ・まとまった面積(100㎡以上)の緑化が可能な土地の所有者・管理者　等	整備団体は、県民が組織するＮＰＯ、森林ボランティア、集落単位の自治会、農家組合などの５人以上で構成する団体とし、次に掲げる要件を満たす者とする。 ・活動団体の本拠地が奈良県内にあること。 ・里山林の整備と利活用の活動区域が奈良県内であること。 ・整備と利活用の活動が継続して行われると認められること。
対象活動等	・防災緑化事業 ・環境緑化事業 ・修景緑化事業	・荒廃した広葉樹あるいは竹林の刈払い、つるきり及び主に枯損木、不用木の除伐、玉切りの森林整備 ・整備に必要な機材（チェーンソー、刈払機、鎌、鋸、ヘルメット等）の貸出（市町村を経由して、補助を行う）
限度額/支援期間	補助率 10/10	・林分の整備に要する費用 広葉樹・・・・・304,500 円/ha 竹林　・・・・・249,400 円/ha ・森林整備のための機械（チェンソー、刈払機等）や道具（鎌、ノコギリ等）に係る費用 広葉樹・・・・・193,000 円/1set 竹林用・・・・・129,500 円/1set （県補助率 10／10）
審査方法	書類審査	書類審査

NO	16	17
自治体名	大分県	宮崎県
事業名称	大分県新たな森林づくり事業提案募集	①森林づくり団体活動支援事業 ②団体等公募活動支援事業 ③森林づくり資材供給支援事業 ④森林環境教育推進事業
目　　的	森林環境税を活用した施策を進めるに当たって、多くの県民の意見を取り入れるとともに、森林づくりへの県民参加を促進する。	森林環境税の使途の柱の1つである「県民の理解と参画による森林づくりの推進」を図るため。
対象団体等	・県内に居住又は事務所を置くすべての個人及び団体等 ・県内者と県外者が共同で行う団体等（ただし、この場合は県内者を主とする。）	①みやざき森づくりボランティア協議会（14団体で構成） ②森林づくりボランティア団体、ＮＰＯ、自治会、市民グループ ③市町村、森林づくりボランティア団体、ＮＰＯ、自治会、市民グループ ④学校、ＰＴＡ、森林づくりボランティア団体、ＮＰＯ、自治会、市民グループ
対象活動等	事業提案は、森林づくり事業や研究開発事業、その他森林環境の保全やすべての県民で守り育てる意識を醸成するために必要な事業とする。	①森林づくりボランティア協議会が行う活動への支援 ②森林づくり団体から提案のあった県内で実施する森林づくりへの補助 ③市町村や森林づくり団体への苗木提供 ④森林環境教育を実施する団体へ講師派遣や資材の供給などの支援
限度額/ 支援期間	限度額 ①森林づくり事業 ア　森林づくり活動、森林環境教育、子どもの森林体験等事業費が 500 千円以下の場合は事業費と同額する。なお、事業費が 500 千円を超える場合は超過額の 1/2 以内を加算し、補助金の上限額は 1,000 千円とする。 イ　子どもの森整備 ・事業費の 3/4 以内とし、補助金の上限額 1,000 千円とする。 ウ　里山づくり（里山林の整備、里山資源の利活用等） ・事業費の 3/4 以内とし、補助金の上限額は 2,000 千円とする。 ②研究開発事業 ア　新たな森林育成管理技術 イ　木材、竹林の新用途開発 ・補助金の額は 10,000 千円以内とする。 ・研究期間は３年以内とする。	①協議会事務局への委託により実施 ②森林づくり活動に対する補助、補助率 3/4　上限事業費100万円 ③各団体の要望を調査し、予算の範囲内において調整して配分 ④森林環境教育に関する窓口を設置（委託事業により実施） ※　支援期間の上限は定めていない。
審査方法	書類審査	書類審査（※第３者機関への意見聴取も実施）

NO	18
自治体名	和歌山県
事業名称	紀の国森づくり基金活用事業
目　　的	県民の理解と協力のもと、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造を図るため実施する。
対象団体等	県内に事務所又は、営業所を有する法人その他の団体
対象活動等	①森とあそぶ・学ぶ ・森林の重要性の普及・啓発 ・森林を舞台にした遊びの場の提供 ・森林環境研修 ・森林・林業体験 ②森をつくる・まもる ・放置され荒廃した森林の整備 ・異分野の協働による森づくり ・歴史的・文化的価値の高い樹木等の保存 ・森林整備リーダーの育成 ③森をいかす ・公共の場における木材の利活用 ・森の宝物の利活用 ・森林の利活用に関する調査・研究等 ④事業提起 １、２、３以外で条例の趣旨に合致する活動
限度額/支援期間	１団体につき200千円以上2,000千円以内 ただし、知事が特に認める場合はこの限りではない。 ※支援期間の上限は定めていない。
審査方法	原則書類審査 ただし、補助金額が1,500千円を超えるものについては、応募者に内容の説明を求める場合がある。

NO	19
自治体名	富山県
事業名称	県民による森づくり提案事業（県民実施事業提案）
目　　的	富山県森づくりプラン※1（平成18年10月3日策定）の趣旨に沿って、水と緑の森づくり税※2を活用し、県民全体でとやまの森づくりを推進するため、企業･団体･グループ等が提案する自ら企画立案して実行する事業（森林整備や森林の利活用等の活動）を支援する。 ※1　「富山県森づくり条例」（平成18年6月施行）で定められている、とやまの森づくりを総合的かつ計画的に推進するための基本計画 ※2　とやまの森づくりの新たな財源として、平成19年度から導入した税
対象団体等	次の要件をすべて満たしている団体とする。 ・提案した事業を自ら県内で実施する団体（実行委員会等の臨時的な組織を含む。） ・規約等を有し、代表者が明らかな団体 ・会計経理が明確である団体 ・営利を目的として森づくりに関する活動を実施する団体等でない団体 ・国、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める地方公共団体（以下「地方公共団体等」という。）、政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする団体等でない団体 ・法令、条例等に違反する活動若しくは公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていない団体
対象活動等	①次のいずれかに該当する事業 ・県民協働による森林の整備や利活用を推進する事業 ・とやまの森を支える県民意識の醸成を図る事業 ・森林資源の利活用を促進する事業 ②次の要件をすべて満たした事業 ・すべて県内で実施すること。 ・営利を目的としないこと。 ・当該事業に関し、地方公共団体等及びそれらの外郭団体から委託又は助成等を受けていないこと。 ・提案した年度の2月末までに完了できること。 ・１つの団体が提案できる事業は、１年度につき１件とすること。
限度額/ 支援期間	補助限度額 １事業あたり100万円 補助率 ・補助対象経費20万円以下の部分：補助対象経費の10/10以内 ・補助対象経費20万円を超える部分：補助対象経費の3/4以内
審査方法	書類審査

NO	20	21
自治体名	石川県	広島県
事業名称	いしかわ森林環境基金事業補助金	里山保全活用支援事業
目　的	森林の保全に社会全体で取り組んで行くため、県民の理解と参加による森づくりの推進を図る。 ・森づくりへの理解を深めるための取組を推進 ・県民参加の森づくりを推進	住民団体等の自らの企画・立案による取組や企業による社会貢献活動を支援し、住民参加型の里山林の保全活用のための活動を促進する。
対象団体等	市町村、森林組合を含む非営利団体全て（規約が定められ、総会が定期的に開催されている団体）	森林整備を行う団体(住民団体、ＮＰＯ、企業等)、市町
対象活動等	主に里山地域を対象とした ・子供の森林環境教育に資するもの ・森林に関するボランティア活動を実施するもの	里山林の保全活用のための住民団体の自らの企画・立案による取組
限度額/ 支援期間	上限１団体50万円（補助率100%） ※　年数上限は設けないが、状況により卒業してもらうことは考えられる。	補助限度額及び補助率の設定なし ※支援期間の上限は定めていない。
審査方法	書類審査	書類審査

NO	21	22
自治体名	広島県	長崎県
事業名称	森林・林業体験活動支援事業	ながさき森林環境保全事業
目　　的	森林の機能や林業について学ぶ場を設けることにより、県民参加の森づくりについての意識醸成を図る。	県民が森林の公益的機能により多くの恩恵を受けていることから、一人ひとりが森林の価値や森林づくりの重要性について理解と関心を高め、県民共有の財産である森林を社会全体で支えていくため、県民が参加して取り組む森林づくりを推進する。
対象団体等	森林整備を行う団体（住民団体、ＮＰＯ、企業等）、市町	①地方公共団体 ②県内に事業所又は営業所を有する法人 ③団体（個人の場合は、３名以上で構成された任意団体とする）であって、規約等を有し、次の要件を全て具備しているもの。 ・自主的・組織的な活動で事業を完遂できること。 ・補助金の使途にかかる条件遵守が確実であること。
対象活動等	森林・林業体験活動、森林・林業学習	森林の価値や森林づくりの重要性について理解と関心を高め、県民共有の財産である森林を社会全体で支えていく県民協働で取り組む森林づくりにつながる活動 ・森林保全に関する県民意識の普及・啓発 ・安全・安心の向上を目指す森林整備 ・海の活力向上を目指す森林整備 ・次世代健全育成のための森林づくり ・自立的な森林管理の支援
限度額/支援期間	補助限度額及び補助率の設定なし ※支援期間の上限は定めていない	2,000千円/件 ただし、広域的で事業効果が高いと認められるものなどについては、この限りではない。 ※支援期間の上限を設けていないが、一定の目的を達成した段階で自立を促すように考えている。
審査方法	書類審査	書類審査及び電話聞取調査